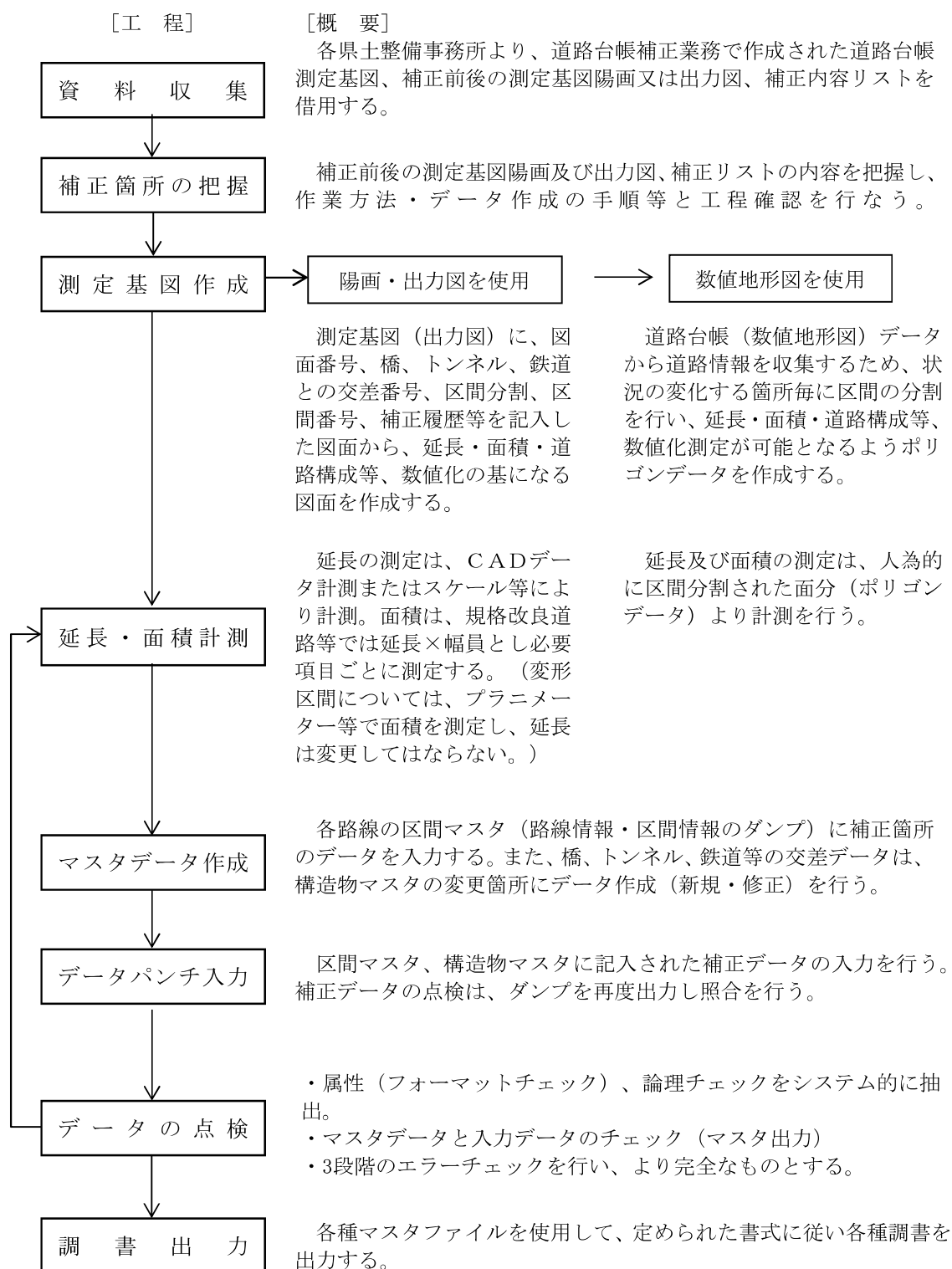


第5章 道路台帳調書

5-1 道路台帳調書作業工程



道路台帳調書

5-2 道路台帳調書

5-2-1 道路台帳の種類

(1) 道路法に定められた調書

- ・道路台帳
- ・実延長調書
- ・橋調書
- ・トンネル調書
- ・鉄道等との交差調書

(2) 国土交通省道路施設現況調査要項（以下「要項」という。）に定められた調書

- ・第1号様式（総括）
- ・第2号様式（独立専用自歩道）
- ・第3号様式（部分自歩道）
- ・第4号様式（有料道路）
- ・第5-1号様式（橋梁「橋長15m以上」）
- ・第5-2号様式（橋梁「橋長2m以上15m未満」）
- ・第6号様式（トンネル）
- ・第7号様式（踏切道）
- ・第8号様式（1.5車線の道路）

※ 各種調書の記載方法については、毎年国土交通省から配布される要項に基づき作業を行うものとする。

5-2-2 記載方法（7-2-4 様式（調書）参照）

(1) 道路台帳【様式調-1】の記載方法

この調書は、路線ごとに作成する。
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下2位までとする。
面積の記載単位は、平方メートル以下2位までとする。

① 整理番号

道路管理者が定めた路線番号を4桁で入力する。

② 図面对照番号

当路線の起点を含む図面番号と当路線の最終図面番号を入力する。

③ 道路の種類

次のコードで入力する。

- 一般国道（指定区間外）・・・3
- 主要地方道・・・・・・・4
- 一般県道・・・・・・・5

道路台帳調書

- ④ 路線名、路線の指定（認定）の年月日、起点、終点、主要な経過地、道路管理者の指定または、認定資料より入力する。
- ⑤ 道路の延長
起点から終点までの総延長を入力する。
- ⑥ 実延長
当路線の重用、未供用、渡船施設（海上）延長を除いた延長を入力する。
- ⑦ 重用延長
上位の路線と重複している延長を入力する。
- ⑧ 供用されていない区間の延長
路線の指定または認定の告示がされているが、供用開始の告示がされていない区間の延長。
- ⑨ 道路
実延長区間における道路の延長。
- ⑩ トンネル
実延長区間におけるトンネルの個数とその延長。
- ⑪ 橋
実延長区間における永久橋、木橋、混合橋別の個数とその延長。
- ⑫ 歩道
実延長区間における歩道の設置延長及び左右別延長。
- ⑬ 道路の敷地の面積
道路敷地構成図の整備されている路線では、国有地、地方公共団体有地、民地別に道路敷地の面積を記入、敷地構成図が未整備の路線では、計の欄にのみ入力する。
- ⑭ 鉄道または新設軌道との交差
鉄道、跨線、平面交差別に箇所数を入力する。
- ⑮ 最小車道幅員、最小曲率半径、最急縦断勾配それぞれの箇所
当路線の実延長区間におけるそれぞれの数値を記入した箇所には、それぞれの区間番号を入力する。
- ⑯ 有料道路
有料の道路、トンネル、橋、渡船施設があるときは、それぞれの延長等を入力する。
- ⑰ 道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要
堤防、護岸、駅前広場等の工作物と効用を兼ねている箇所があるときは、その名称及びその管理者を入力する。
- ⑱ 軌道その他主要な占用物件の概要
軌道、地下街等の主要な占用物件について、その占用者、占用期間、占用場所を入力する。

道路台帳調書

⑱ その他特記すべき事項

当路線の管理上特に必要と思われる事項を入力する。

⑳ 調製（改訂）の年月日

この調書の作成の年月日を記入また、補正したときはその年月日を入力する。

（２）実延長調書（Ⅰ）【様式調－２】の記載方法

この調書は、路線ごとに、県土整備事務所別、市町村別に作成する。

延長及び幅員の記載単位は、メートル以下２位までとする。

面積の記載単位は、平方メートル以下２位までとする。

① 年度

当調書の作成年度を入力する。

② 道路種別

次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）	・・・	３
主要地方道	・・・	４
一般県道	・・・	５

③ 路線番号、路線名称、起点、終点

道路台帳調書に記載した内容と同じく入力する。

④ 図面对照番号

当区間番号を入力する。

⑤ 区間番号

当区間の区間番号を入力する。

⑥ 重用、未供用

次のコードで入力する。

重用区間である（供用されている）	・・・	※
未供用区間である	・・・	※
その他	・・・	SPACE

⑦ 道路種別延長

道路（車道）の中心延長を、道路、橋、トンネル別に入力する。

⑧ 道路構成内訳

路面種類

車道の路面種類を次のコードで入力する。

セメントコンクリート	・・・	C
高級アスファルト	・・・	A

道路台帳調書

簡易アスファルト・・・・・・・・・K
コンクリート平板・・・・・・・・・P
防じん処理・・・・・・・・・・B
砂利道・・・・・・・・・・G

ただし、踏切道については、次のとおりとする。

石系・・・・・・・・・・C
木系、その他・・・・・・・・・K

⑨ 車道幅員

車道の幅員は、次のようにして求めて入力する。

車道幅員＝道路部幅員－歩道幅員－中央帯幅員－路肩幅員

⑩ 車道の延長、面積

車道の延長及び面積を路面の舗装、未舗装別に入力する。

舗装とは、路面種別がつぎのものをいう。セメントコンクリート、高級アスファルト、簡易アスファルト、コンクリート平板。

コンクリート未舗装とは、路面種別が次のものをいう。防じん処理、砂利道ただし、踏切道は、全て舗装として扱う。

⑪ 歩道

左右別に幅員、延長、面積を入力する。

⑫ 路肩

幅員及び面積は、左右の合計を入力する。

延長は、左右の合計を2で割ったものを入力する。

※有蓋であって、強度及び構造からみて路肩の効用を兼ねている側溝は、当項目に計上する。

⑬ 中央帯

幅員は、側帯を含めたもので入力する。（ただし4車線以上のもの）

⑭ その他

道路部以外（法敷、蓋なし側溝等）の幅員、延長、面積を入力する。

⑮ 道路部

車道、歩道、路肩、中央帯の合計を入力する。

⑯ 重用、未供用区間の場合

道路種類延長には、カッコを付して記入して、最下欄の合計値には加えないこと。

道路構成内訳は、全て記入しないこと。

（3）実延長調書（Ⅱ）【様式調－2】の記載方法

① 重用延長

当区間が供用区間であって他の路線に重用している時に延長を入力する。

当欄に記入したときは、他の項目は記入しない。

道路台帳調書

② 未供用延長

当区間が未供用区間の時に延長を入力する。未供用のときは、他の項目は記入しない。

③ 改良済延長

改良が完了している延長を入力する。

④ 未改良延長

実延長区間であって規格改良のされていない区間の延長を入力する。

⑤ 自動車交通不能区間

実延長区間であって幅員、曲率半径、勾配その他道路の状況により最大積載量 4 トンの普通貨物自動車が行き通れない区間である場合に入力する。

⑥ 市街化区分別延長

実延長区間を次の市街化用途に分けて入力する。

市街化区域・・・・・・・・・・ 1

市街化調整区域・・・・・・・・ 2

非線引き区域・・・・・・・ 3

準都市計画区域・・・・・・・・ 4

⑦ 側溝

実延長区間にある側溝を左右別に分けて入力する。

左側（または右側）に 2 箇所（歩車道境と法側）あるときは、幅・延長ともにその合計を記入し、種類は、上側に車道に付く側溝、下側に歩道に付く側溝を次のコードで入力する。

L 型側溝・・・・・・・・・・ L

U 型蓋有り側溝・・・・・・・・ $\bar{O}$

U 型蓋無し側溝・・・・・・・・ U

⑧ 防護柵延長

実延長区間にある防護柵の種類、延長を箇所別に入力する。

（4）橋調書【様式調－3】の記載方法

この調書は、橋（2 m 以上）の箇所ごとに作成すること。
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下 2 位までとする。
面積の記載単位は、平方メートル以下 2 位までとする。

① 整理番号

管理者の付した番号を入力する。

② 図面对照番号

当橋梁が含まれている道路台帳測定基図の番号を入力する。

道路台帳調書

③ 橋梁名称

橋梁の名称を入力する。

④ 道路種別

路線の道路種別を次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）・・・3

主要地方道　・・・・・・・・・・4

一般県道　・・・・・・・・・・5

⑤ 路線

路線、区間番号を入力する。

⑥ 箇所

橋梁の起点側の住所を入力する。

⑦ 面積

面積は、道路部の面積とする。

⑧ 橋種及び型式

次のコードで入力する。

橋 種	型 式	記 号
鋼 橋	工形鋼橋	S B
	鋼桁橋	S G
	鋼構橋（トラス橋）	S T
	鋼拱橋（アーチ橋）	S A
	鋼剛構橋	S R
	吊橋（補剛桁が鋼材のもの）	SUS
コンクリート橋	コンクリート床版橋	K B
	コンクリート拱橋	K A
	コンクリート剛構橋	K R
	PSコンクリート床版橋	P B
	PSコンクリート剛構橋	P R
石 橋	石版橋（桁橋）	M B
	石拱橋	M A
木 橋	木桁橋	W B
	木構橋	W T
	吊橋（補剛桁が木材のもの）	SUW

⑨ 交通

自動車交通不能・・・・・・・・・・1

交通制限あり・・・・・・・・・・2

交通制限なし・・・・・・・・・・3

道路台帳調書

(5) トンネル調書【様式調－４】の記載方法

この調書は、トンネルの箇所ごとに作成すること。
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下２位までとする。

① 整理番号

管理者の付した番号を入力する。

② 図面对照番号

当トンネルが含まれている道路台帳測定基図の番号を入力する。

③ トンネル名称

トンネルの名称を入力する。

④ 道路種別

路線の道路種別を次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）	・・・	3
主要地方道	・・・・・・	4
一般県道	・・・・・・	5

⑤ 路線

路線、区間番号を入力する。

⑥ 箇所

トンネルの起点側の住所を入力する。

⑦ 拱^{こう}（天井部）、側壁

次のコードで入力する。

素掘	・・・・・・	1
吹付	・・・・・・	2
覆工	・・・・・・	3
ブロック張り工法	・・・・	4
パネル張り工法	・・・・	5
タイル張り工法	・・・・	6
その他の内容	・・・・	7

⑧ 排水設備

側溝等の排水設備が有るときは、１を入力する。無いときは、０を入力する。

⑨ 照明設備

照明設備は、次のコードで入力する。

無し	・・・・・・	1
ナトリウム燈	・・・・	2
蛍光燈	・・・・	3
水銀燈	・・・・	4
その他の照明	・・・・	5

道路台帳調書

上記の併用・・・・・・・・・・ 6

⑩ 建設年次

次のコードで入力する。

明 治・・・・・・・・・・ 1
大 正・・・・・・・・・・ 2
昭 和・・・・・・・・・・ 3
平 成・・・・・・・・・・ 4

⑪ 備考

トンネルの保全状況（修繕等）を入力する。

（6）鉄道等との交差調書【様式調－5】の記載方法

この調書は、鉄道等との交差の箇所ごとに作成すること。
延長及び幅員の記載単位は、メートル以下2位までとする。

① 整理番号

管理者の付した番号を入力する。

② 図面对照番号

鉄道等とめ交差箇所が含まれている道路台帳測定基図の番号を入力する。

③ 踏切または、橋梁の名称

平面交差のときは、踏切道名称、立体交差においては、橋梁名称を入力する。

④ 鉄道または、新設軌道の名称

鉄道等の路線名を入力する。

⑤ 道路種別

路線の道路種別を次のコードで入力する。

一般国道（指定区間外）・・・ 3
主要地方道 ・・・・・・・・・・ 4
一般県道 ・・・・・・・・・・ 5

⑥ 路線

路線、区間番号を入力する。

⑦ 箇所

鉄道等との交差の起点側の住所を入力する。

⑧ 交差の方式

平面交差・・・・・・・・・・ 1
跨道（立体交差路線が下、鉄道が上）・・・ 2
跨線（立体交差路線が上、鉄道が下）・・・ 3

道路台帳調書

⑨ 有効高または、交差角度

立体交差のときは、有効高を記入し、平面交差においては、道路と線路との交差角度を入力する。

⑩ 備考

平面交差のときは、次のコードで入力する。

踏切警手を配置または、自動踏切遮断機を設置	・ ・ 1
一定時間に限り踏切警手を配置	・ ・ ・ ・ ・ 2
踏切警報機を設置	・ ・ ・ ・ ・ 3
その他	・ ・ ・ ・ ・ 4

道路台帳調書

5-2-3 国土交通省 道路施設現況調査要項

各種調書の記載方法については、国土交通省から配布される要項に基づき作業を行うものとする。

(1) 概要

道路施設の現況について調査し、前年度と変更があるデータの補正を行うものである。

(2) 補正データの作成

調査機関は調査の結果、基本台帳に登録されているデータについて、変更が生じた場合は、次に掲げる基本台帳に、変更のあった事項を入力し、後日通知する日までに国土交通省に提出する。提出する補正データは、変更が生じたデータのみではなく、変更が生じなかったデータも含んだ一調査機関が管理する全データである。

なお、提出する補正データは必ず記憶媒体に複写し、少なくとも調査完了まで保存する。

ファイル名	様式	内 容
台帳 1	第 1 号様式	総 括
台帳 2	第 2 号様式	独立専用自歩道
台帳 3	第 3 号様式	部分自歩道
台帳 4	第 4 号様式	有料道路
台帳 5_1	第 5-1 号様式	橋梁（橋長15m以上）
台帳 5_2	第 5-2 号様式	橋梁（橋長2m以上15m未満）
台帳 6	第 6 号様式	トンネル
台帳 7	第 7 号様式	踏切道
台帳 8	第 8 号様式	1.5車線の道路

(3) 調査項目

● 第 1 号様式（総括）

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| (1) 調査機関区分 | (1 2) 実延長 |
| (2) 地方公共団体コード | (1 3) 立体横断施設 |
| (3) 道路種別 | (1 4) 道路面積 |
| (4) 路線名コード | (1 5) 歩道等設置道路延長 |
| (5) 現道・旧道区分 | (1 6) 規格改良・未改良別車道幅員区分別実延長内訳 |
| (6) 路線分割 | (1 7) 路線数 |
| (7) 自動車専用区分 | (1 8) 路面別実延長内訳 |
| (8) 総延長 | (1 9) 中央帯延長 |
| (9) 重用延長 | (2 0) 鉄道との交差箇所 |
| (1 0) 未供用延長 | (2 1) 種類別実延長内訳 |
| (1 1) 渡船場 | (2 2) 路線接続 |

道路台帳調書

● 第2号様式（独立専用自歩道）

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 調査機関区分 | (9) 未供用延長 |
| (2) 地方公共団体コード | (10) 実延長 |
| (3) 道路種別 | (11) 有効幅員区分別実延長内訳 |
| (4) 路線名コード | (12) 路面別実延長内訳 |
| (5) 現道・旧道区分 | (13) 種類別実延長内訳 |
| (6) 自歩道専用区分 | (14) 道路面積 |
| (7) 総延長 | (15) 鉄道との交差箇所 |
| (8) 重用延長 | (16) 重用自歩道設置延長 |

● 第3号様式（部分自歩道）

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 調査機関区分 | (7) 歩道等種別 |
| (2) 地方公共団体コード | (8) 歩道等延長 |
| (3) 道路種別 | (9) 植樹施設延長 |
| (4) 路線名コード | (10) 幅員区分別延長内訳 |
| (5) 現道・旧道区分 | (11) 歩道等面積 |
| (6) 路線分割 | |

● 第4号様式（有料道路）

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 調査機関区分 | (8) 事業体区分 |
| (2) 地方公共団体コード | (9) 供用開始年月日 |
| (3) 道路種別 | (10) 供用延長 |
| (4) 路線名コード | (11) 航路延長 |
| (5) 現道・旧道区分 | (12) 車道幅員区分別供用延長内訳 |
| (6) 路線分割 | (13) 路面別供用延長内訳 |
| (7) 有料道路名コード | (14) 種類別供用延長内訳 |

● 第5-1号様式（橋梁「橋長15m以上」）

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 調査機関区分 | (14) 最大支間長 |
| (2) 地方公共団体コード | (15) 径間数 |
| (3) 道路種別 | (16) 幅員 |
| (4) 路線名コード | (17) 現況 |
| (5) 現道・旧道区分 | (18) 他域橋長 |
| (6) 路線分割 | (19) 橋梁接続 |
| (7) 橋梁種別 | (20) 重要度 |
| (8) 橋梁名コード | (21) 下部構造分離 |
| (9) 分割番号 | (22) 緊急輸送道路 |
| (10) 一般有料区分 | (23) 交差条件 |
| (11) 橋梁分類 | (24) 適用基準 |
| (12) 架設年次 | (25) 耐震補強 |
| (13) 橋長 | |

道路台帳調書

● 第5－2号様式（橋梁「橋長2m以上15m未満」）

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 調査機関区分 | (9) 分割番号 |
| (2) 地方公共団体コード | (10) 一般有料区分 |
| (3) 道路種別 | (11) 橋梁分類 |
| (4) 路線名コード | (12) 架設年次 |
| (6) 路線分割 | (13) 橋長 |
| (7) 橋梁種別 | (16) 幅員 |
| (8) 橋梁名コード | (17) 現況 |

● 第6号様式（トンネル）

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 調査機関区分 | (11) 建設年次 |
| (2) 地方公共団体コード | (12) 延長 |
| (3) 道路種別 | (13) 幅員 |
| (4) 路線名コード | (14) 有効高 |
| (5) 現道・旧道区分 | (15) 壁面区分 |
| (6) 路線分割 | (16) 路面区分 |
| (7) トンネル名コード | (17) 内部施設 |
| (8) 分割番号 | (18) 現況 |
| (9) 一般有料区分 | (19) 他域延長 |
| (10) トンネル分類 | |

● 第7号様式（踏切道）

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 調査機関区分 | (12) 延長 |
| (2) 地方公共団体コード | (13) 幅員 |
| (3) 道路種別 | (14) 歩道等施設 |
| (4) 路線名コード | (15) 対道路幅員差 |
| (5) 現道・旧道区分 | (16) 交差角度 |
| (6) 路線分割 | (17) 道路勾配 |
| (7) 踏切道名コード | (18) 路面区分 |
| (8) 鉄道事業者名コード | (19) 見通し距離 |
| (9) 鉄道線名コード | (20) 道路交差点距離 |
| (10) 単複線区分 | (21) 遮断時間 |
| (11) 踏切道種別 | |

● 第8号様式（1.5車線の道路）

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 調査機関区分 | (5) 路線分割 |
| (2) 地方公共団体コード | (6) 1.5車線の道路整備区間延長 |
| (3) 道路種別 | (7) 待避所等 |
| (4) 路線名コード | (8) 路線数 |

5-3 道路台帳測定基図

5-3-1 目 的

道路台帳測定基図は、道路台帳調書データを作成するために、数値地形図上で、道路を細分化して延長、面積、道路構成、路面種類等の情報を数値化するための基図とする。

5-3-2 作業項目

- (1) 測定基図の作成
- (2) マスタデータの整理番号付与
- (3) 区間の分割
- (4) 区間番号の記入
- (5) 補正年月の旗揚げ
- (6) 区割線の設定

5-3-3 作業細目

(1) 測定基図の作成

道路台帳測定基図は、道路台帳平面図の数値地形図データより、各種調書データを作成するために必要となる項目の分類及び集計のために区割線を設定し、それぞれの区間に属性を入力した基図とする。

(2) マスタデータの整理番号付与

補正前にマスタデータの整理番号を路線別に付与する。この整理番号は、各路線のなかで重複しない番号とする。また、整理番号を付与するにあたっては、前年度の移管路線を削除後に新たな番号を付与するものとする。

(3) 区間の分割

区間とは、道路情報を集約するために基図上で、人為的に分割した面分をいう。
区間は、下記状況の変化の生じた箇所を設定する。

- ① 行政界
- ② 県土整備事務所管理界
- ③ 道路構造幅員が50センチメートル以上変化する箇所
- ④ 国道、県道との交差点
- ⑤ 橋、トンネル、鉄道等との交差箇所
- ⑥ 供用状況
- ⑦ 改良状況
- ⑧ 自動車交通の可否
- ⑨ 有料区間
- ⑩ 半径30メートル未満の箇所
- ⑪ 勾配8パーセント以下の箇所
- ⑫ 車道、歩道の路面種類
- ⑬ 歩道、分離帯の植樹施設の有無
- ⑭ 歩行者安全施設の種類

道路台帳調書

⑮ D I D、市街化区域、用途地域

(4) 区間番号の記入

- ① 区間番号は、起点の区間を10番とし、終点を含む区間が最終番号となるように一連番号を付与する。
- ② 交差部において、下位路線の重用区間については、区間番号にカッコをつける。
- ③ 区間番号は、道路敷の外側に記入することを原則とし、図郭に対し上向きに記入する。

※同一図面内での区間番号の重複に注意すること。

(5) 補正年月の旗揚げ

- ① 道路台帳補正を行った箇所について旗揚げをすること。

(6) 区割線の設定

① 道路敷面積

- イ 道路敷は、道路の区域の境界線（杭）から境界線（杭）までの幅員に対する区域で、境界線から境界線で囲まれた範囲の面積を道路敷面積とする。
- ロ 道路境界線が明確でないものについては、現況地形図上のみなし線で囲まれた範囲の面積とする。

② 道路部面積

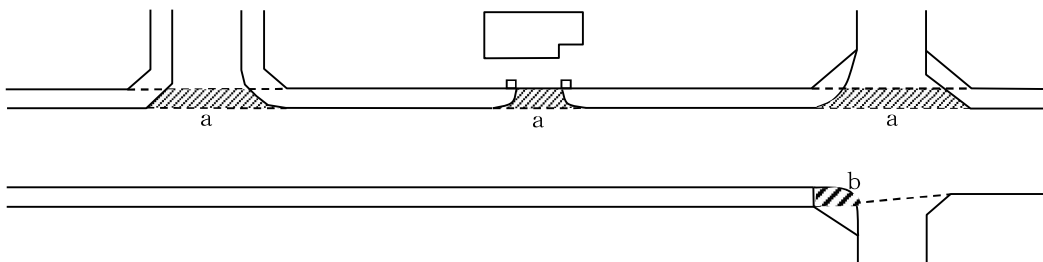
- イ 車道、歩道、中央帯、路肩、植樹帯、歩道及び蓋付き側溝（L型側溝含む）の面積とする。

③ 車道延長

- イ 道路中心線の屈曲点及び曲線中の適宜間隔をとった点、区間分割線上との交点とする。
- ロ 交差区間は、交差する各道路中心線の重心とする。

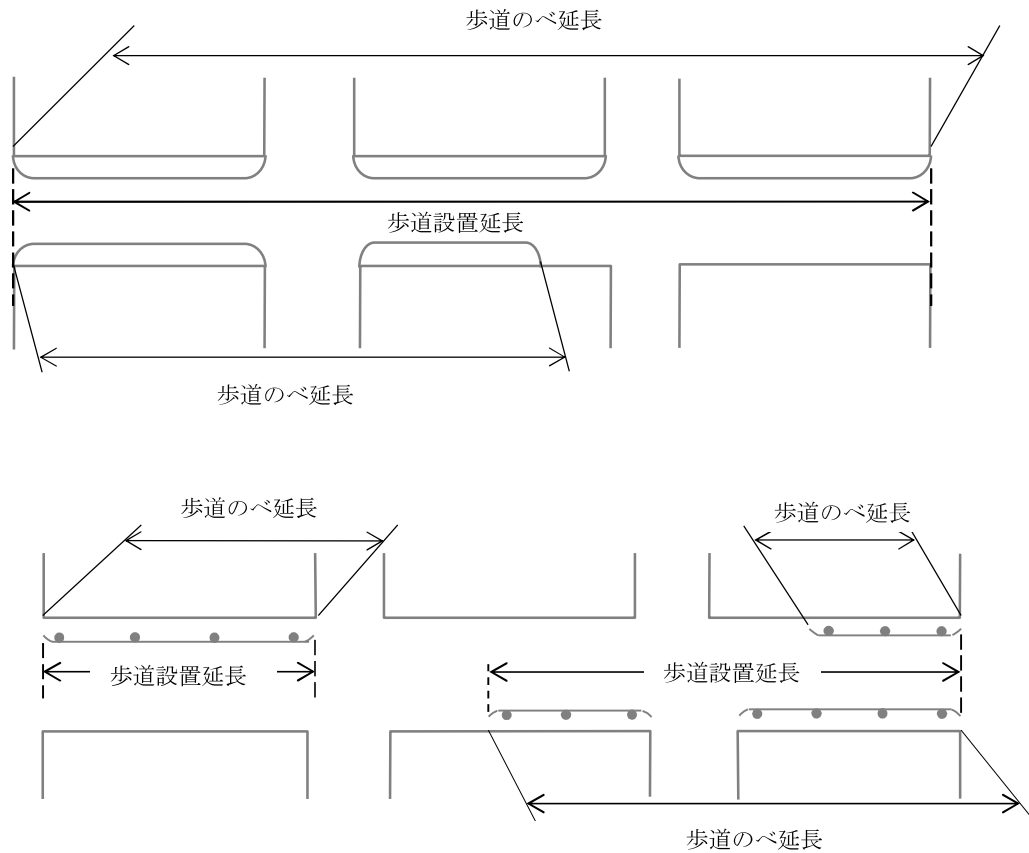
④ 歩道設置延長

- イ 交差点や家屋の入口のために歩道が途切れている場合は、歩道が設置されているものとして延長を測定する。（下図 a）
- ロ 交差点の前後どちらか一方にしか歩道がない場合は、交差点内の歩道は計測しない。（下図 b）



道路台帳調書

ハ 歩道の設置延長及びのべ延長は下図の通りとする。



⑤ 歩道面積

イ 出入口等で部分的に歩道が中断している箇所は、歩道が継続しているものとして面積を測定する。

⑥ 中央帯面積

イ 分離帯及び側帯を加えた幅員に対応する面積を測定する。

⑦ 側溝延長

イ 側溝の外側線上の屈曲点及び曲線中の適宜間隔をとった点、区間分割線上との交点とする。

ロ 交差点で破線表示されている場合は、側溝があるものとする。

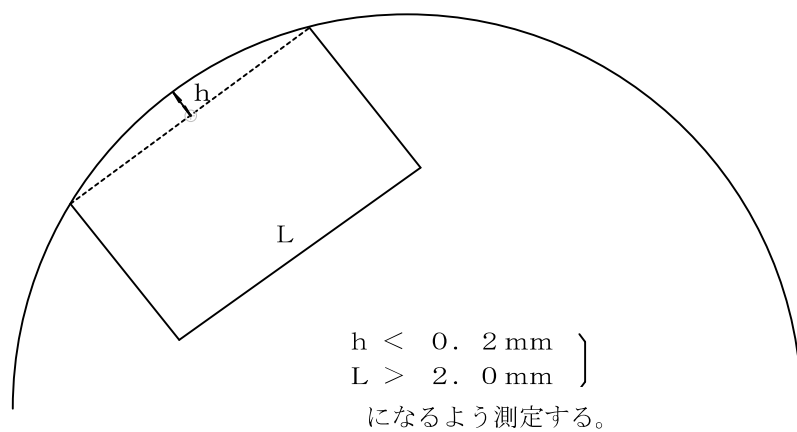
ハ 出入口等で、部分的な構造の変化及び蓋掛等の場合は、その前後の側溝が継続してあるものとする。

ニ 側溝については、雨水桝、汚水桝も側溝に含めるものとする。

ホ 特殊な箇所等における測定は、その都度監督員の指示によるものとする。

⑧ 曲線上の測定

イ 曲線上の測定は、曲線の曲率により異なるが、原則として図上2ミリメートルを最小とし、間隔決定は、下図におけるhの寸法が図上0.2ミリメートル以下となる間隔とする。



5-4 データシート作成

5-4-1 区間マスタデータシート 1【基本】

(1) 路線番号

道路管理者の定めた番号を入力する。

一般国道・・・・・・・・・・国道番号（路線名数字を使用する）
 主要地方道・・・・・・・・・・1000番台の番号
 一般県道・・・・・・・・・・3000番台の番号

[入力例]

4桁の数値を入力する。

なお、左から1桁目の数字には、次のような意味を持たせている。

左から1桁目	道路種別	入力例
0	一般国道	0254, 0407
1	主要地方道	1001, 1066
3	一般県道	3114, 3311

- ・一般国道の路線名コードについては、路線名の数字を使用する。

(例)

一般国道254号 → 0254
 一般国道407号 → 0407

- ・主要地方道の路線名コードについては、路線名の数字に1000を付加する。

(例)

路線番号1 さいたま川口線 → 1001
 路線番号66 行田東松山線 → 1066

- ・一般県道の路線名コードについては、路線名の数字に3000を付加する。

(例)

路線番号114 川越越生線 → 3114
 路線番号311 蓮田鴻巣線 → 3311

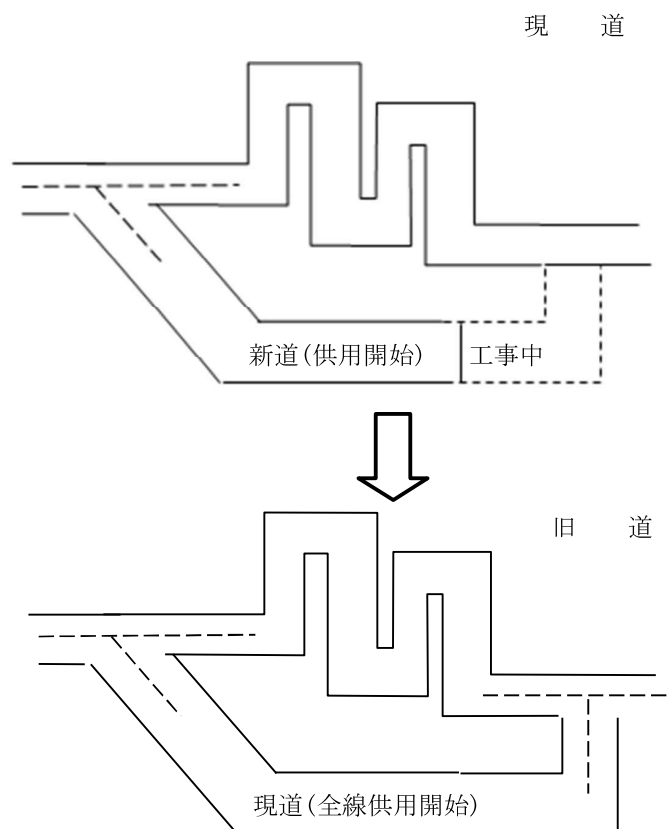
(2) 市町村コード

総務省自治行政局が管理する「全国地方公共団体コード」より、6桁のコードを入力する。

道路台帳調書

(3) 現道・旧道区分

区 分	コード
現 道	1
旧 道	2
新 道	3



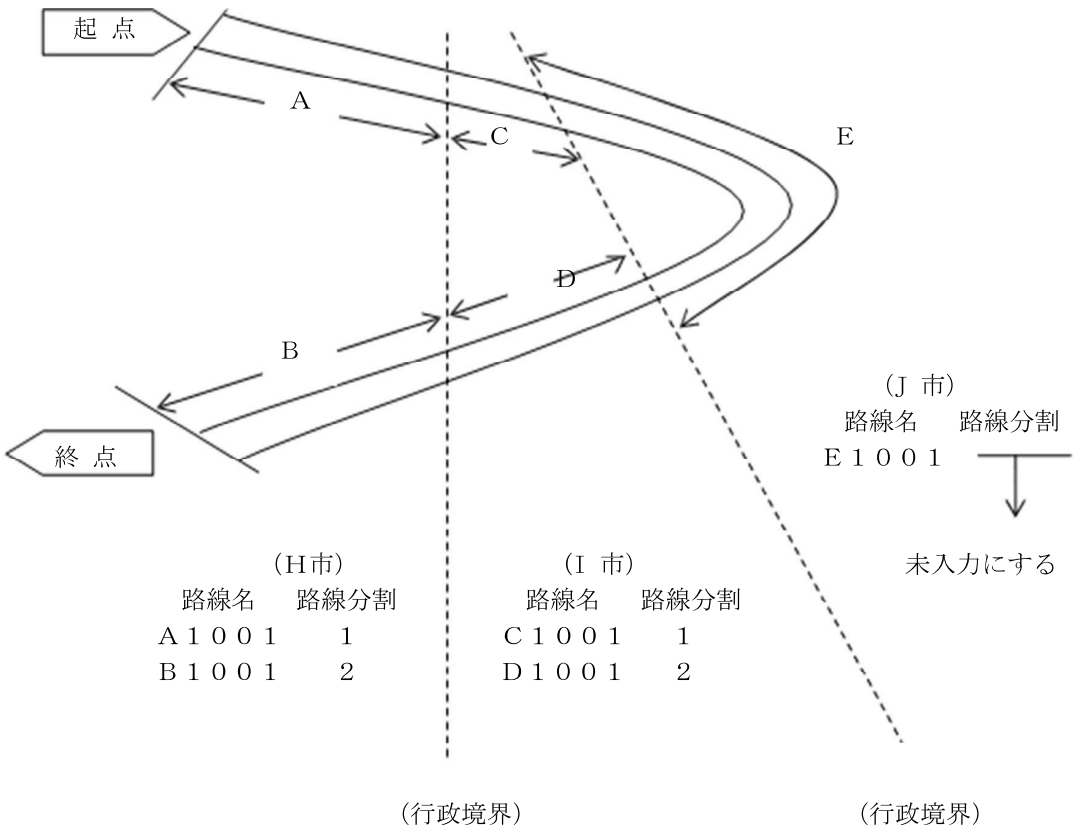
- ・ 現道とは、旧道・新道以外の道路をいう。
- ・ 旧道とは、バイパス等の建設に伴い建設前の元の道路が他の道路として編成（入）されず存在する場合、その元の道路をいう。
- ・ 新道とは、バイパス部分が現道に連結されないで部分的に供用されている区間をいう。
- ・ 1 路線を複数の道路管理者で管理している場合は、現道・旧道等の取り扱いについて関係機関でよく調整を行うこと。

(4) 路線分割

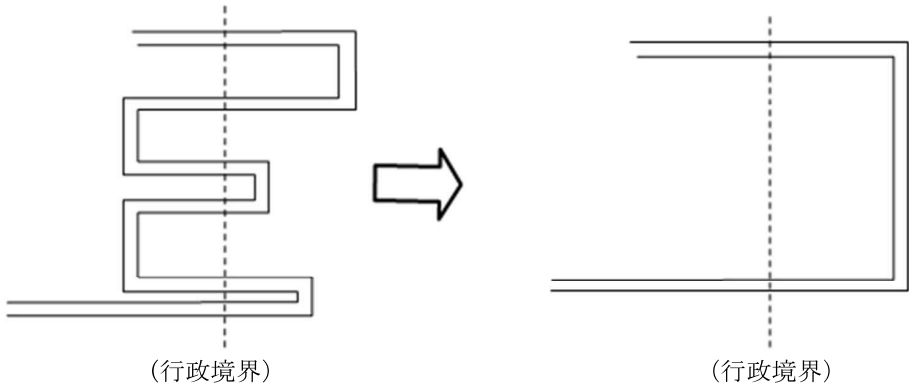
一般県道以上の路線の現道で、同一市区町村内において次図のような条件で切断される場合、起点から終点に向かって一連番号を入力する。

例) 路線名コード 1001・・・H 市、I 市、J 市をまたがる場合

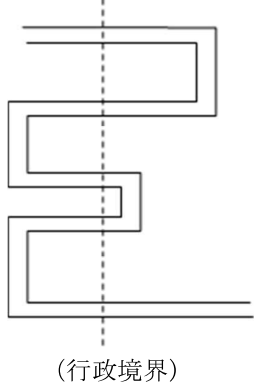
道路台帳調書



下図のような場合は細分割されたものをまとめて取り扱う。



下図のような場合は路線分割に該当しない。



道路台帳調書

(5) 移管コード

バイパス、新規道路等の供用開始等に伴い、道路の管理者が変更になる場合、次のコードを入力する。

なし	・ ・ ・ ・ ・	0	
国道（指定区間）より受け	・ ・ ・ ・	1	
国道（指定区間）へ移管	・ ・ ・ ・	2	
市区町村道より受け	・ ・ ・ ・ ・	3	
市区町村道へ移管	・ ・ ・ ・ ・	4	
農道・林道より受け	・ ・ ・ ・ ・	5	
同管理内の路線番号変更（編入）	・ 7		
同管理内の路線番号変更（廃止）	・ 8		
廃道	・ ・ ・ ・ ・	9	6 は欠番

(6) 図面枝

当路線が複数の県土整備事務所を通過する場合、起点から県土整備事務所ごとに付した一連番号を入力する。

(7) 図面番号

当路線の起点から終点に付した一連番号を入力する。

(8) 区間番号

測定基図上に人為的に分割した面分の一連番号を入力する。

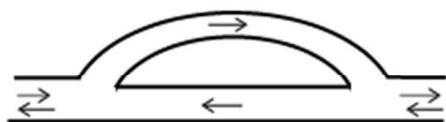
(9) ダブルウェイ（上下線分離）

次のダブルウェイの区分により、該当するコードを入力する。

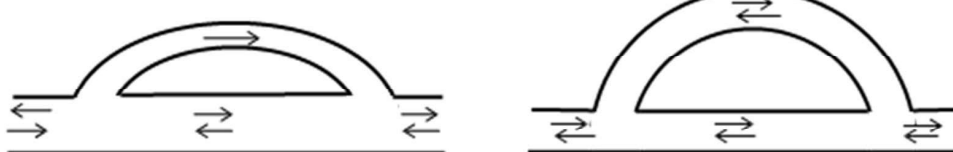
上下線分離なし	・ ・ ・ ・ ・	0
上り線	・ ・ ・ ・ ・	1
下り線	・ ・ ・ ・ ・	2

上下線分離とは、同一路線の一部または全部が天然記念物の樹木をはさんでいたり、河川の両側の堤防を利用している場合等、完全に上下線が分離したものをいう。従って、どちらか一方 が対面通行可能であれば上下線分離ではない。

上下線分離の場合



上下線分離でない場合



道路台帳調書

(10) 自動車専用区分

高速自動車国道または、道路法第48条2項の規定により、指定された自動車専用道路の路線または区間について「1」を入力する。

自動車専用道路以外の道路については「0」を入力する。

(11) 自歩道専用区分

次の自歩道専用区分により、該当するコードを入力する。

自歩道専用道路以外・・・・・・・・なし
自転車歩行者専用道路・・・・・・1
自転車専用道路・・・・・・・・・・2
歩行者専用道路・・・・・・・・・・3

(12) 県土整備事務所コード

さいたま県土・・・・・・・・1	熊谷県土・・・・・・8
北本県土・・・・・・・・2	行田県土・・・・・・9
川越県土・・・・・・・・3	越谷県土・・・・・・10
飯能県土・・・・・・・・4	杉戸県土・・・・・・11
東松山県土・・・・・・・・5	朝霞県土・・・・・・12
秩父県土・・・・・・・・6	さいたま市・・・・・・15
本庄県土・・・・・・・・7	県外土木事務所・・・・20

(13) 有料道路区分

当区間が有料のとき「1」を入力し、無料のときは「0」を入力する。

(14) 有料道路路線番号

埼玉県が管理している道路の路線番号（有料道路のコード番号ではない）を入力する。

(15) 供用状況

路線の指定または認定の告示がなされているが、未だ供用開始の告示がされていない区間のとき「1」を、供用区間のときは「0」を入力する。

(16) ～ (20) 道路との交差区分

当区間が、県道以上の路線と交差するときは、次のコードで入力する。

交差なし・・・・・・・・・・0
平面交差（当路線が上位）・・・・1
立体交差（当路線が上のとき）・・・・2
立体交差（当路線が下のとき）・・・・3
重用・・・・・・・・・・9

路線種別、相手路線番号、現道・旧道区分、路線分割について、交差区分に記入があるときのみ相手路線について入力する。

道路台帳調書

(21) 改良・未改良区分

改良済み「0」、未改良のときは「1」を入力する。

規格改良済	未改良
車道幅員 19.5m 以上	車道幅員 5.5m 以上
車道幅員 13.0m 以上 19.5m 未満	車道幅員 3.5m 以上 5.5m 未満
車道幅員 5.5m 以上 13.0m 未満	車道幅員 3.5m 未満
車道幅員 5.5m 未満	うち自動車交通不能区間

① 規格改良済みとは、次のような道路をいう。

イ 昭和34年3月31日以前に改築された道路

道路構造令細則案（内務省土木局昭和10年6月土木会議決定）の規格に適合するものをいう。

ロ 昭和34年4月1日以降に改築された道路

旧道路構造令（昭和33年8月1日政令第244号）の規格に適合するものをいう。旧道路構造令第34条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。

ハ 昭和46年4月1日以降に改築された道路

道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）の規格に適合するものをいう。道路構造令第38条の特例により改築された道路は、規格改良済として取り扱う。

ニ 道路法第30条第3項の規定により、道路管理者である地方公共団体が条例で定めた規格に適合した都道府県道及び市町村道についても、規格改良済として取り扱う。

【解説】

1. 道路の昇格等、道路種別に異動がある場合、異動前に規格改良済として扱われた区間については、そのまま規格改良済として取り扱う。
2. 車道幅員が明確でない場合は、原則として、全幅員から路肩として片側0.5メートル、計1.0メートルを差し引いたものを車道幅員とする。
3. 幅員狭小のため、現に自転車及び歩行者のみ通行している道路であっても、道路法第48条の13の規定による自転車専用道路等の指定がない限り、混合交通路として車道部分を求め入力する。さらに、この場合は、自動車交通不能区間として取り扱う。
4. 歩道等施設を有しないで車道の左右を停車帯的に利用させている部分がある場合は、当該部分を路肩として取り扱う。
5. 側溝については、有蓋であって強度及び構造からみて路肩の効用を兼ねている場合は、当該部分を路肩として取り扱う。

(22) 自動車交通の可否

自動車交通が可能なときは「0」を入力し、自動車交通が不能なときは「1」を入力する。

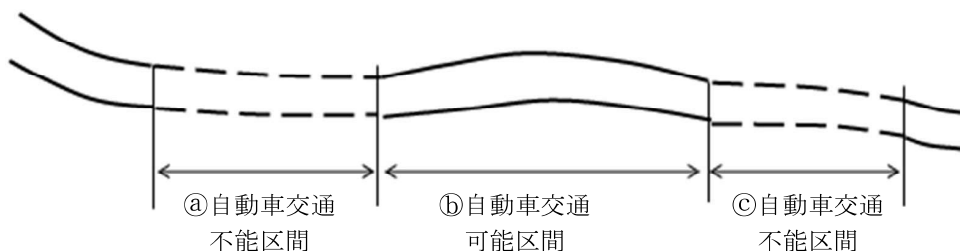
自動車交通不能区間とは、幅員、曲線半径、こう配その他道路の状況により最大積載量4トンの普通貨物自動車が行き通れない区間をいう。

階段のみで路線認定され、供用開始をしている場合も自動車交通不能区間に入れる。なお、車輛制限等一時的に通行の禁止または制限されているもの、または災害その他により現在交

道路台帳調書

通不能であっても、一年以内に復旧完成の見込みのあるものは、自動車交通不能区間に該当しない。

【解説】



②に接続する自動車交通可能路線がない限り、事実上②区間は自動車交通不能区間となるが、①区間または③区間を改築することにより①②区間または②③区間が自動車交通可能区間となるので、②区間については自動車交通可能区間として取り扱う。

(23) 路面種別

車道の路面種別は、次のとおり入力する。

セメントコンクリート	・・・	C
高級アスファルト	・・・	A
簡易アスファルト	・・・	K
コンクリート平板	・・・	P
防塵	・・・	B
砂利道	・・・	G

- ① 未舗装道には、防塵処理及び表面処理したものを含む。
- ② 高級アスファルトとは、アスファルト舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ③ 簡易アスファルトとは、主に簡易舗装要綱（日本道路協会発行）に基づくものをいう。
- ④ セメントコンクリートにアスファルトでオーバーレイしたものについては、高級アスファルトに計上する。
- ⑤ 踏切道区間については、石系はセメントコンクリートに、木系、その他は簡易アスファルトとして取り扱うものとする。

(24) ～ (26) D I D、市街化区域及び用途地域区分

当区間が、D I D、市街化区域、用地地域区分を通るときは、次のコードで入力する。

- ① D I D区域外の場合は「0」を、D I D区域内では「1」を入力する。
- ② 市街化区域区分は、

都市計画区域外	・・・	0
市街化区域	・・・	1
市街化調整区域	・・・	2
非線引き区域	・・・	3

道路台帳調書

準都市計画区域・・・・・・・・・・4

③ 用途地域外の場合は「0」を、用途地域内は「1」を入力する。

(27) 関東ローム区分

関東ローム区域外は「0」を、関東ローム内は「1」を入力する。

(28) 緊急輸送道路区分

緊急輸送道路の優先度（重要度）に対し、指定道路を次のとおり区分する。

緊急輸送道路外・・・・・・・・・・0

一次特定緊急輸送道路・・・・・・・・（1＋整理番号〈4桁〉）

一次緊急輸送道路・・・・・・・・・・（2＋整理番号〈4桁〉）

二次緊急輸送道路・・・・・・・・・・（3＋整理番号〈4桁〉）

なお、上記は「道路施設現況調査要項」第5－1号様式（橋梁）と区分が異なるため注意すること。

(29) 通学路区分

教育委員会が指定した通学路区分は、次のとおり入力する。

通学路外・・・・・・・・・・・・・・・・0

小学校から1km圏外の通学路・・・・・・・・1

中学校から1km圏外の通学路・・・・・・・・2

小学校と中学校の重複で1km圏外・・・・・・・・3

小学校から1km圏内の通学路以外・・・・・・4

中学校から1km圏内の通学路以外・・・・・・5

小学校と中学校の重複で1km圏内の通学路以外・・・・・・6

小学校から1km圏内の通学路・・・・・・・・・・7

中学校から1km圏内の通学路・・・・・・・・・・8

小学校と中学校の重複で1km圏内の通学路・・・・・・9

(35) 交付税集計区分

交付税集計の対象区分として、集計する場合「0」を、集計に含めない場合は「1」を入力する。

(36) 警察署コード

1 浦和警察署	1 6	小鹿野警察署	3 1	吉川警察署
2 蕨警察署	1 7	本庄警察署	3 2	上尾警察署
3 川口警察署	1 8	児玉警察署	3 3	東入間警察署
4 朝霞警察署	1 9	熊谷警察署	3 4	武南警察署
5 草加警察署	2 0	深谷警察署	3 5	浦和西警察署
6 大宮警察署	2 1	寄居警察署	3 6	新座警察署
7 鴻巣警察署	2 2	行田警察署	3 7	大宮西警察署

道路台帳調書

8 川越警察署	2 3	羽生警察署	3 8	浦和東警察署
9 所沢警察署	2 4	加須警察署	3 9	大宮東警察署
1 0 狭山警察署	2 5	岩槻警察署		
1 1 西入間警察署	2 6	春日部警察署	5 9	高速道路交通警察隊
1 2 飯能警察署	2 7	越谷警察署	6 0	県外警察署
1 3 東松山警察署	2 8	久喜警察署		
1 4 小川警察署	2 9	幸手警察署		
1 5 秩父警察署	3 0	杉戸警察署		

(37) (38) 区間形態

① 形態種別

当区間が橋梁、トンネル、鉄道等との交差にとき、次のコードを入力する。

道路	0
橋梁（河川）	1
橋梁（跨道橋）	2
鉄道立体交差（鉄道が下）	3
橋梁（高架橋）	4
トンネル	5
踏切	6
鉄道立体交差（鉄道が上）	7

② 連続

当区間形態が連続する場合は「1」を、連続性がない場合「0」を入力する。

(39) ～ (43) 橋梁

当区間が橋梁の場合、種別、構造、箇所、番号、分割番号について、次のとおり入力する。

① 橋梁種別

なし	0
橋（河川）	1
橋（道路）	2
橋（鉄道）	3
高架橋	4
栈道橋	5

② 構造

なし（永久橋）	0
木橋	1
石橋	2

③ 橋梁箇所

なし	0
自地域	1
市町村界	2

道路台帳調書

都道府県界 3

④ 橋梁番号

※当初、区間マスタに付す橋梁番号は、路線毎に起点から10番毎の番号を付けていた。しかし、現状のマスタでは、新規・移管及び路線組換え等により橋梁番号には一連性がなくなっている。今後、新規橋梁が追加になる場合には、空き番号を付与するものとする。

⑤ 分割番号

橋梁が1箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合に入力する。

分割なし 0

分割番号 最大9まで使用可能

(44) ～ (46) トンネル

(24) 区間形態区分でコード「5」のとき、次のコードを入力する。

① 箇所

トンネルなし 0

自地域内 1

市町村界 2

都道府県界 3

② 番号

4桁のトンネル名コードを入力する。

③ 分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネル別、または上下線別に分離して設けられている場合に入力する。

分割なし 0

分割番号 最大9まで使用可能

(47) ～ (49) 鉄道との交差

① 鉄道と交差方式

交差がない 0

平面交差 1

跨道（鉄道の下を道路が通る） . . . 2

跨線橋（道路が鉄道の上を通る） . . 3

② 鉄道事業者別

鉄道と交差する鉄道事業者別に次のコードを入力する。

鉄道との交差なし 0

道路台帳調書

J R	1
民鉄（私鉄）及び公営	2
専用鉄道	3
(鉄道敷設者が専用に設けたもの)	
J R + 民鉄	4
J R + 専用線	5
民鉄 + 専用線	6
J R + 民鉄 + 専用線	7

③ 鉄道との交差番号

交差番号は、道路管理者が定めた交差番号を4桁で入力する。

(60) 縦断勾配

当区間の道路縦断勾配が8パーセント以上のとき、小数点以下2位までを入力する。

(61) 曲率半径

当区間の車道中心曲率半径が6メートル以上、30メートル未満のとき、その半径を入力する。

(179) 作成区分

道路台帳調書作成で使用する補正事由による作成区分コード及び「修正度」または、「補正度」との関係は、「本要領（案）7-4-5_作成区分コードと修正度及び補正度」を準用する。

区間マスタ ダンプI (基本)

埼玉県道路台帳

1 国土整備事務所 さいたま

一般国道 122号

一般国道 122号

一般国道 122号

○ (路線番号) : 【一般国道: 道番号、主要地方道: 1000番台の番号、一般県道: 3000番台の番号】

2 (市区町村コード) : 【別紙による】
3 (現道旧道区分) : 【1 : 現道、2 : 旧道、3 : 新道】

2 (市区町村コード) : 【別紙による】
3 (現道旧道区分) : 【1 : 現道、2 : 旧道、3 : 新道】

2 (市区町村コード) : 【別紙による】
3 (現道旧道区分) : 【1 : 現道、2 : 旧道、3 : 新道】

5-4-2 区間マスタデータシートⅡ【延長・面積】

(1) から (23) まで、区間マスタデータシートⅠと同じ

(62) (66) 歩道区分

0. 7.5メートル以上の幅員を有する区間を対象とし、左右の歩道について調査する。

歩道等種別区分は、次のとおり該当するコードを入力する。

大 分 類	区 分	コード	備 考
歩道なし	歩道なし	0	
車道と一体	歩道	1	車道部に併設されているもの
	歩道+自転車道	2	
	自転車歩行者道	3	
車道と分離	歩道等(分離)	4	車道と有効幅員が構造的に分離しているもの

- ① 歩道、歩道+自転車道、自転車歩行者道とは、車道部に併設されたものをいう。
- ② 歩道+自転車道とは、歩道と自転車道が段差等により構造的に区画されて設けられたものをいう。
- ③ 自転車歩行者道とは、路面のマーキング等により、歩行者と自転車を区分しているものをいう。
- ④ 歩道等(分離)とは、車道、または、道路法第48条の13により自転車専用道路等として指定された道路の部分と構造的に分離しているものとし、一般的には人家等の障害物により、車道部から離れて設けられたものをいう。

なお、同法に基づき、自転車専用道路等として指定された道路(それ自体で独立の路線を有するもの)は、独立専用歩道として計上すること。

(63) (67) 植樹施設

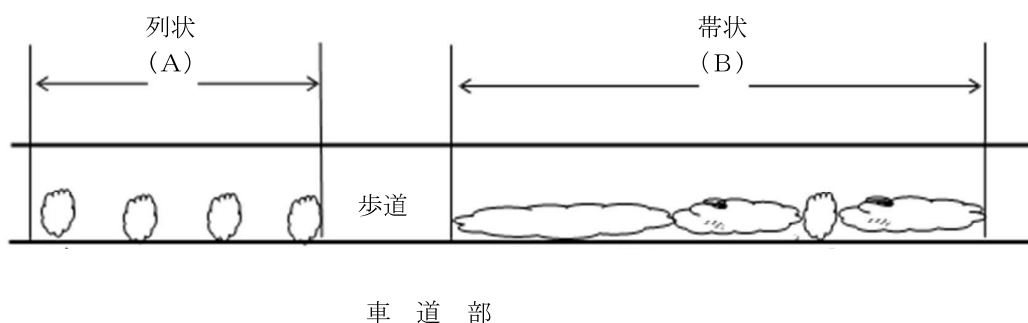
歩道上に植樹施設があるとき、次のコードで入力する。

な し・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0

帯 状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

列 状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- ① 植樹施設とは、街路樹(高木)、中・低木及び芝等の植栽をいう。なお、移動可能なポット等で植栽してあるものは植樹施設には含めない。
- ② 帯状とは、連続的に植栽してあるものをいう。
- ③ 列状とは、植樹等により列状に植栽してあるものをいう。



植樹施設延長(列状) = L(A) 植樹施設延長(帯状) = L(B)

道路台帳調書

(65) (69) 歩道安全施設

なし	0
マウンドアップ	1
ガードレール	2
ガードレール以外の防護柵	3
駒止	6
その他	7

(70) (71) 中央帯

① 中央帯（道路鉋等による簡易なものを除く）の種類別に次のとおり入力する。

なし	0
マウンドアップ	1
ガードレール	2
ガードケーブル	3
チャッターバー・鉋	4
その他（ペイント等）	5

② 植樹施設

植樹施設ありとは、高・中・低木及び芝等の植栽を有する分離帯をいう。

なし	0
帯状	1
列状	2

(83) (86) 路肩幅員

① 当区間の路肩幅員を左右別に入力する。

② 路肩が明確でないときは、次のとおりとする。

- ・ 一般道路は、左右とも0.50メートルずつ計1.0メートルとする。
- ・ 橋梁、トンネルは、左右とも0.25メートル計0.5メートルとする。

(88) 道路部幅員

当区間の道路部幅員（車道・歩道・中央帯・路肩・L型側溝・蓋有りU型側溝）を入力する。道路部幅員は、道路部幅員＝車道＋左右歩道＋中央帯＋路肩＋側溝（蓋有り）とする。

(90) 道路敷幅員

当区間の道路境界から道路境界までの平均的箇所の幅員を入力する。
道路敷寸法が図面に表示されていないときは、図面よりスケールで読み取って入力する。道路敷幅員は、道路部幅員≦道路敷幅員でなければならない。

区間マスダンプⅡ (延長・面積)

埼玉県道台帳

果士整備事務所 1 世九ノ七

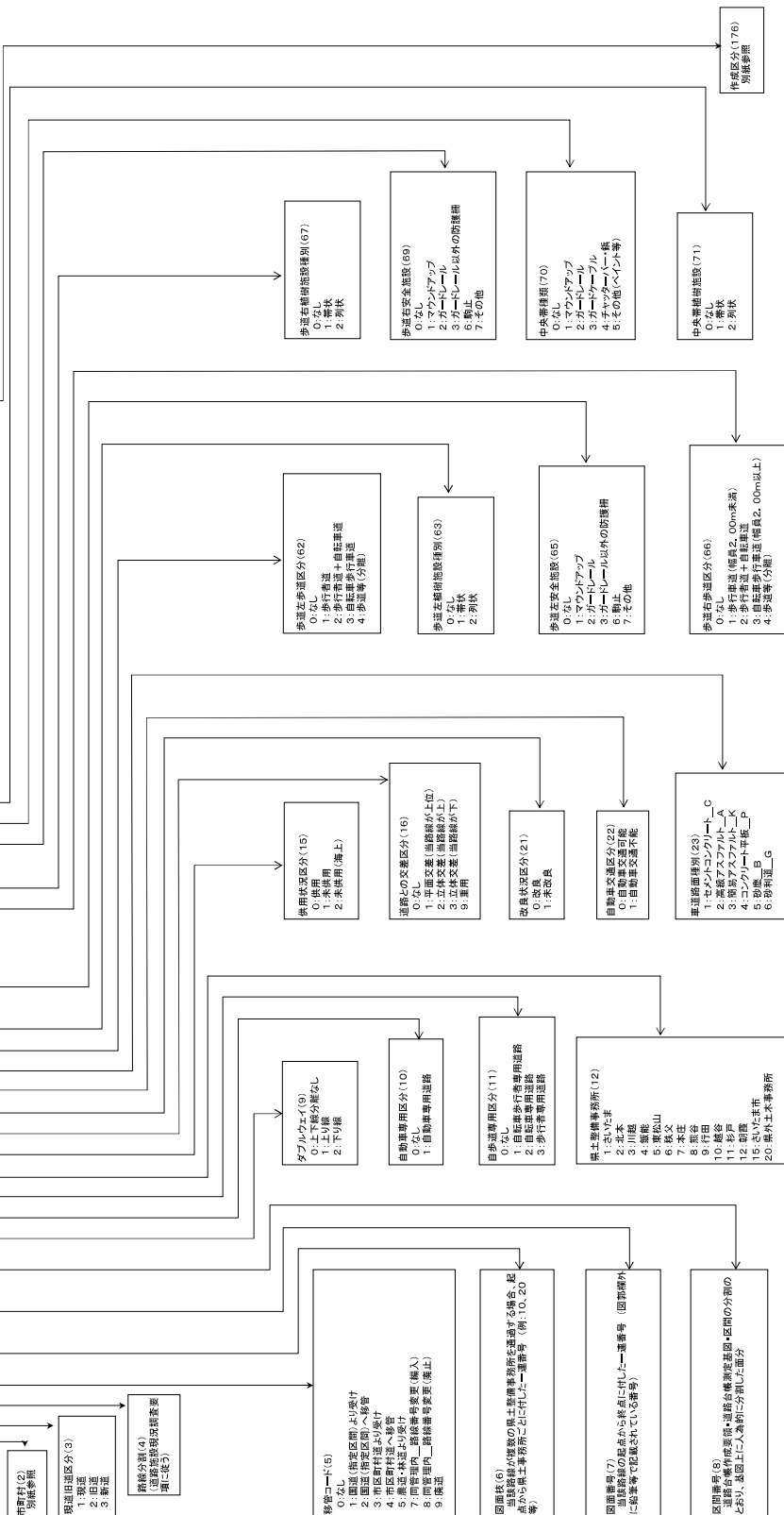
一般国道 122号

川口市 市 区 町 村 112038

0 (密) 国産鋼鉄製、主として地方道：1000番台の番号、一級国道：3000番台の番号【一】

2 (市) 区町村等) : 【別表による】
3 (現) 旧道区分) : 【1 : 現道、2 : 旧道、3 : 新道】

3 (現遠旧遠区分) : 【1 : 現遠、2 : 旧遠、3 : 新遠】
4 (路線分割) : 『道路施設現況調査要項』第1号様式(総括)の路線分割を参照

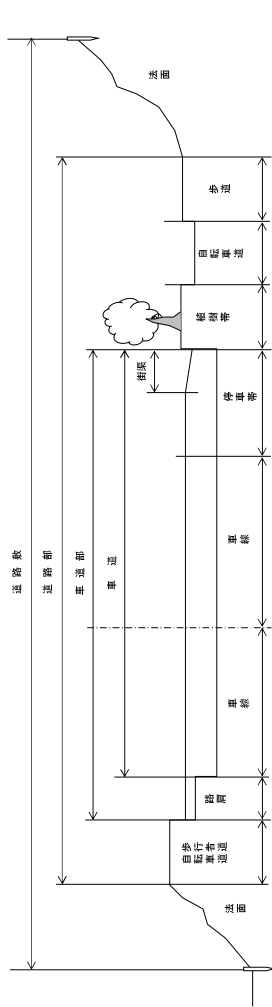
[illegible]

埼玉県道路台帳 区間マスター ダンプⅡ (延長・面積)

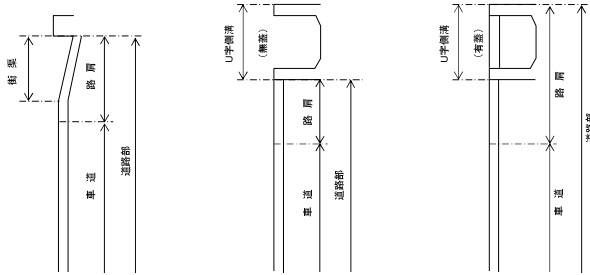
幅員				員				構				成				集計（調査）上の幅員						
車道	歩道（左）		歩道（右）		中央帯		車道		部		部		部		部		部		車道	歩道（左）	歩道（右）	道路敷地（計算）
	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道					
84	82	132	87	135	85	140	83	86	88	89	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
延長																						
車道	歩道（左）		歩道（右）		中央帯		車道		部		部		部		部		部		車道	歩道（左）	歩道（右）	道路敷地（計算）
	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道					
73	75	76	133	77	79	80	136	78	141	72	74	81	143	143	143	143	143	143	143	143	143	
面積																						
車道	歩道（左）		歩道（右）		中央帯		車道		部		部		部		部		部		車道	歩道（左）	歩道（右）	道路敷地（計算）
	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道	歩道					
93	91	134	96	137	94	142	92	95	88	98	99	144	144	144	144	144	144	144	144	144	144	

<道路横断面の構成要素とその組合せ>

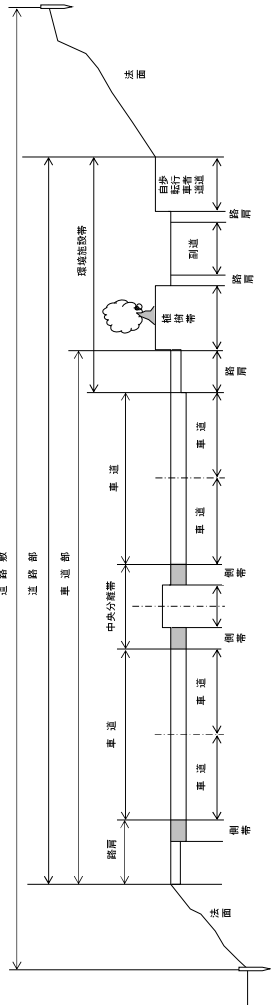
◆ 2車線の場合



<路肩の取り方>



◆ 4車線の場合



5-4-3 区間マスタデータシートⅢ【防護柵・側溝】

(105)～(114) 防護柵

防護柵の種類を箇所別に次のコードで入力する。

なし	0
ガードレール (GR)	1
ガードフェンス (GF)	2
ガードパイプ (GP)	3
ガードケーブル (GK)	4
その他	5

(115)～(129) 側溝

- ① 幅が1.0メートル未満のものを側溝として扱い、それ以上のものは、側溝としない。

側溝を次のコードで入力する。

側溝なし	0
L型側溝	1
蓋有りU型側溝	2
蓋無しU型側溝	3
道路部内水路	4

- ② 側溝幅員

側溝の外側の幅をセンチメートル単位で入力する。

道路台帳調書

5-4-4 区間マスタデータシート IV【立体横断施設・付属物・占用物】

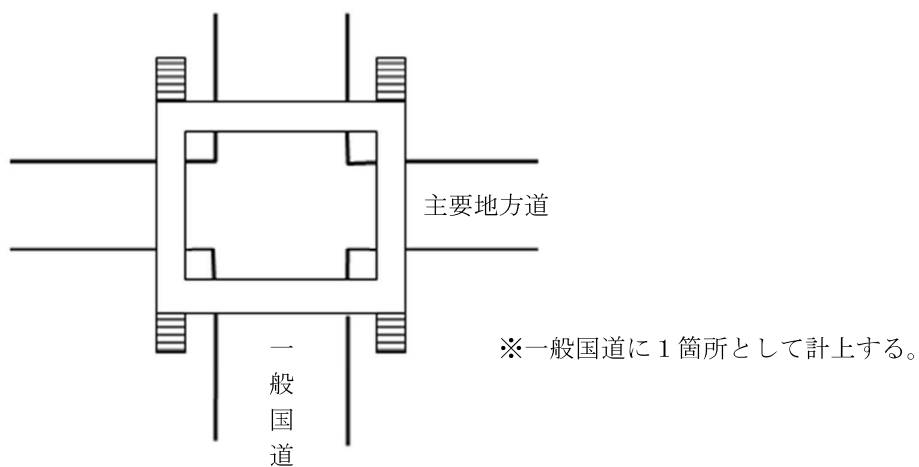
(54)～(59) 立体横断施設

実延長区間における立体横断施設の設置箇所数を、次の区分により入力する。

横断歩道橋（階段式、スロープ式、押上げ式）

地下横断歩道（階段式、スロープ式、押上げ式）

- ① 押上げ式とは、階段にそって自転車を押上げるスロープを設けた形式をいう。
- ② 交差点において、下図のように結合しているものは上級道路側で計上する。
なお、道路種別が同一の場合には、路線名コードの若い番号の路線に計上すること。



(150)～(160) 付属物・占用物

道路標識、道路照明灯及び電柱等について数量を入力する。

- ① 道路標識（道路管理者の設置したもの）
標識は、案内標識、警戒標識、規制標識、指示標識に区分し、数量を入力する。
- ② 電柱
電柱は、占用を受けている管理者で区分する。
- ③ 道路照明灯
道路照明灯は、独立水銀照明、独立ナトリウム照明、共架照明、横断歩道照明、トンネル照明に区分する。

- 99 -

5-4-5 橋梁マスタデータシート

【対象橋梁】

橋梁は、橋長 2.0メートル以上のものはすべて調査対象とする。なお、溝橋（カルバート）は橋梁として取り扱うが、暗渠との区別が困難なものについては土被りが 1.0メートル未満のものを溝橋（カルバート）とする。

【一般的注意事項】

- ① データは、橋梁種別ごとに、供用開始された橋梁 1 橋単位で作成する。なお、1.5m の取り扱いについては、メートル以下を四捨五入することにより 1.5m となるものは、第 5-1 号様式に分類し、メートル以下を四捨五入することにより 1.4m となるものは第 5-2 号様式に分類する。
- ② 橋梁が 1 箇所において上下線等分離して架設されている場合は、分離している橋梁ごとに 1 橋として取り扱う。
- ③ 市区町村界または都道府県界に架設されている場合は、当該橋梁の管理者側で取りまとめること。なお、管理者が定まっていない場合は、関係機関で協議し、調査する機関を定めること。
- ④ 2 都道府県以上に渡って管理区域を有する道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市町村界または都道府県界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村（都道府県）のデータとして計上する。
- ⑤ 1 都道府県または政令指定市を管理区域とする道路管理者の道路に係る橋梁で、管理区域内の市町村界に架設されている場合は、橋長の長い方の市区町村で計上する。
- ⑥ 高架橋で 2 市区町村以上にわたって架設されている場合は、橋桁単位で市区町村別に区分し、市区町村ごとに 1 データとして作成する。なお、橋桁が市町村界で分離される場合は上記③～⑤の取り扱いを準用する。

（2）県土整備事務所コード

（3）橋梁番号

「本要領（案）5-4-1 区間マスタデータシート I 【基本】の橋梁番号（42）」と同じ番号を入力するものとする。

（4）橋梁分割番号

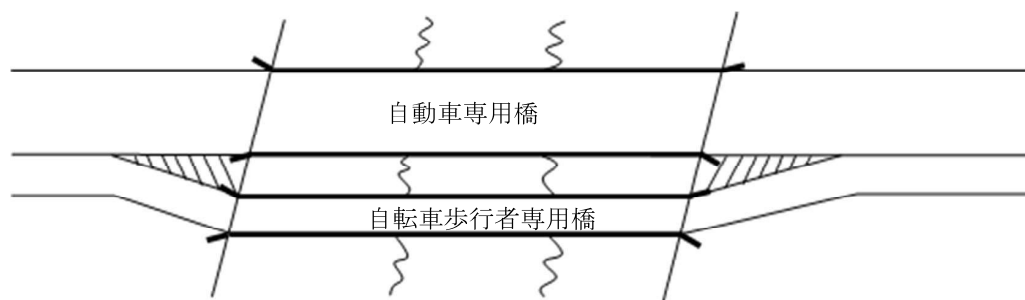
橋梁が 1 箇所において自動車専用橋、自転車歩行者専用橋別、または、上下線別に分離して架設されている場合のみ入力する。入力方法としては、専用別に分離している場合は自動車専用橋、自転車歩行者専用橋の順序で一連番号を入力する。同じ橋梁で上下線に分離している場合は、橋長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。

なお、分割番号は最大 9（1 桁以内）まで使用することができる。

[例 1]

橋梁名コード 0011
橋梁名称 一条橋

道路台帳調書



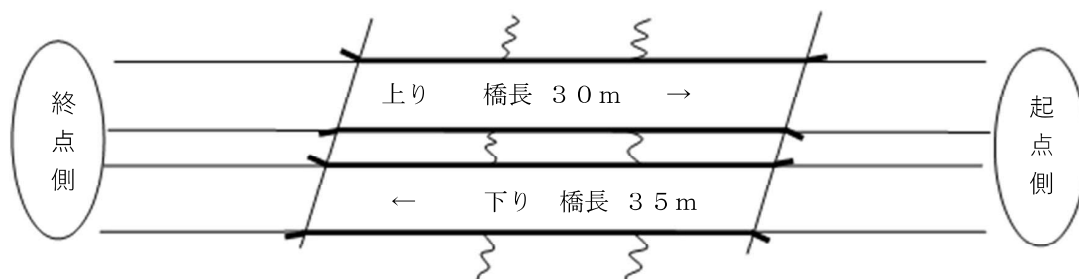
自動車専用橋
自転車歩行者専用橋

橋梁名		分割番号
コード	名 称	
0011	一条橋	1
0011	一条橋	2

※重用されている場合も分割番号を入れる。

[例 2]

橋梁名コード 0022
橋梁名称 二条橋



下 り
上 り

橋梁名		分割番号
コード	名 称	
0022	一条橋	1
0022	一条橋	2

(10) 橋梁名コード

2メートル以上の橋梁全てに橋梁名コードを付与するものとし、道路管理者が各市町村ごとに割り当てをした5桁の橋梁番号を入力するものとする。（「本要領（案）7-4-6_橋梁名コード表」を参照）

道路台帳調書

(11) 市区町村

総務省自治行政局が管理する「全国地方公共団体コード」を6桁で入力する。

(13) 橋梁種別

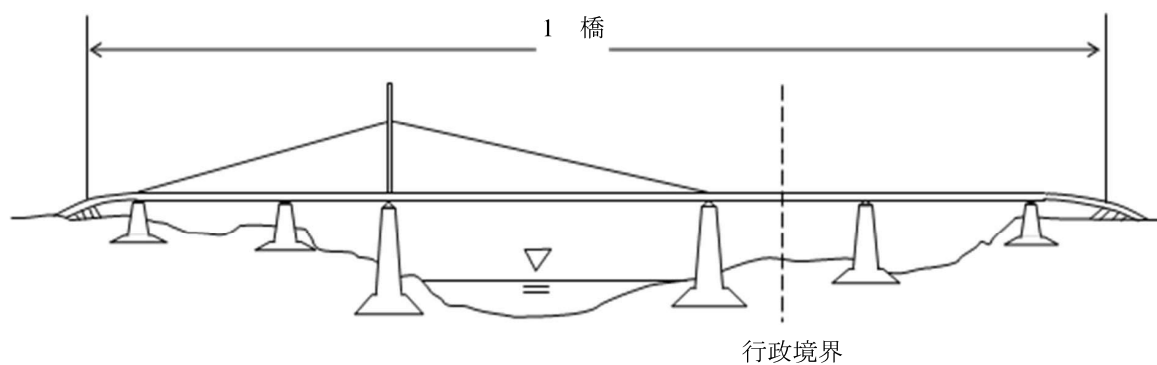
次の橋梁種別区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
橋 (河 川)	1
橋 (道 路)	2
橋 (鉄 道)	3
高 架 橋	4
栈 道 橋	5

※ 道路施設現況調査の集計では、コード2及び3は高架橋（コード4）に含むものとする。

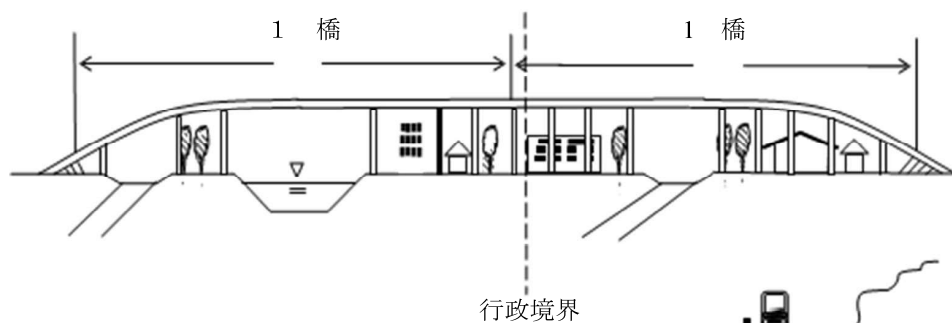
※ 橋梁マスタではコード2及びコード3のデータを作成する。

橋 = 1～3



高架橋 = 4

高架橋 = 4



栈道橋 = 5

道路台帳調書

(15) 一般・有料区分

有料道路内に属する橋梁については、「2」と入力する。

区 分	コード
一般（無料）橋	1
有料橋	2

(16)～(21) 橋梁分類

橋梁分類は、橋梁種別ごと1橋単位の最大支間部分に着目して分類し、入力する。

①路面位置

次の路面位置区分により該当するコードを入力する。

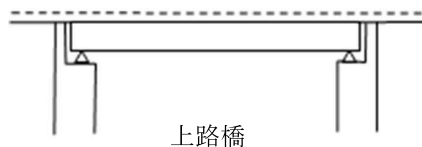
区 分	コード
上路橋	1
中路橋	2
下路橋	3
二層橋	4

上路橋とは、路面が主桁（主構）の上部にあるものをいう。

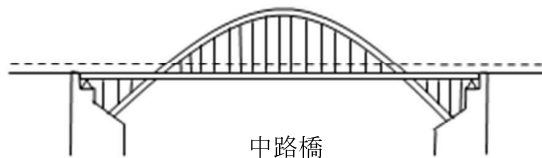
中路橋とは、路面が主桁の中間部にあるものをいう。

下路橋とは、路面が主桁の下部にあるものをいう。

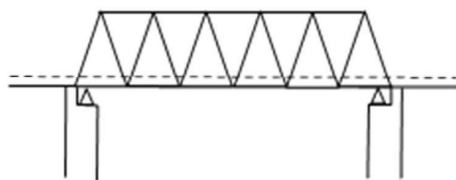
二層橋とは、路面が上下の二段になっているものをいう。



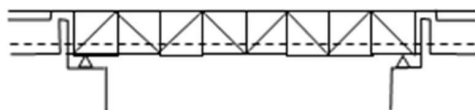
上路橋



中路橋



下路橋



二層橋

②上部工（構造形式）

上部工の構造形式について、次の区分より該当するコードを入力する。

構造形式の分類は、大分類、小分類から構成されている。

架設年次の古い橋梁等について、小分類が不明の場合は大分類のみで入力してもよい。

道路台帳調書

区 分		コード	区 分		コード
大 分 類	小 分 類		大 分 類	小 分 類	
床 版 橋 桁 橋		10	ラーメン橋		50
		20	斜 張 橋		60
	I 桁	21		I 桁	61
	I 桁（合成）	22		箱 桁	62
	H 桁	23		ト ラ ス	63
	H 桁（合成）	24	吊 橋		70
	箱 桁	25		I 桁	71
	箱 桁（合成）	26		箱 桁	72
	T 桁	27		ト ラ ス	73
		30			
		40	溝 橋 （カルバート）		80
	ア ー チ	41			
	ラ ン ガ ー	42			
	ロ ー ゼ	43			
ト ラ ス 橋					
ア ー チ 橋					

③上部工（使用材料）

上部工（床版を除く。）の使用材料について、次の区分より該当するコードを入力する。
床版橋については床版材料と同様の区分を入力する。

区 分	コード
鋼 橋	1
R C 橋	2
P C 橋	3
石 橋	4
木 橋	5
鋼とR C（P C）橋との混合橋	6
そ の 他	7

④上部工（床版材料）

上部工のうち床版の使用材料について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
鋼 系	1
コンクリート系	2
そ の 他	3

道路台帳調書

⑤下部工（基礎）

最大支間部分を支える下部工の基礎について、次の区分より該当するコードを入力する。

なお、両側の基礎が同種でない場合は根入の深い方で入力すること。

区 分	コード
直 接 基 礎	1
オ ー プ ン ケ ー ソ ン	2
ニ ュ ー マ チ ッ ク ケ ー ソ ン	3
場所打ちぐい（深礎を含む）	4
既 成 鋼 ぐ い	5
既 成 R C ぐ い	6
既 成 P C ぐ い	7
木 杭	8
不 明	9

⑥架設年次

架設竣工年次を次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	年号コード
明 治 以 前	0
明 治	1
大 正	2
昭 和	3
平 成	4
不 明	9

（記入例）平成20年8月25日 4 2 0 0 8 2 5

↑
年号コード

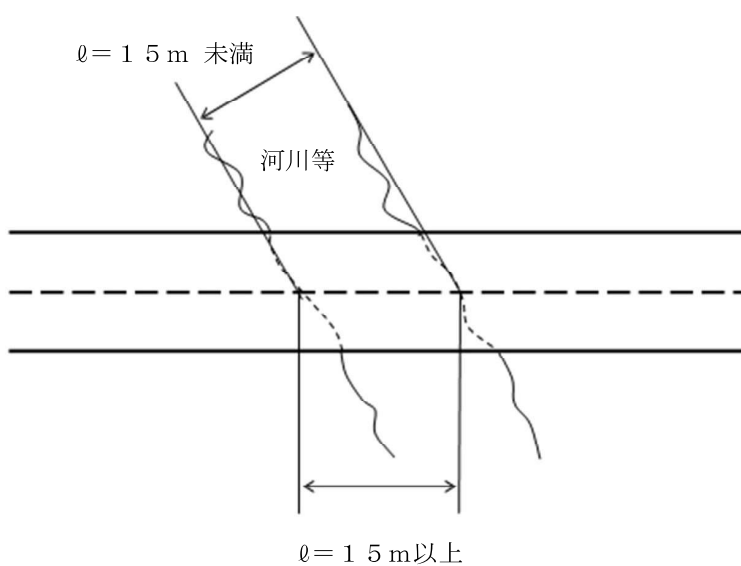
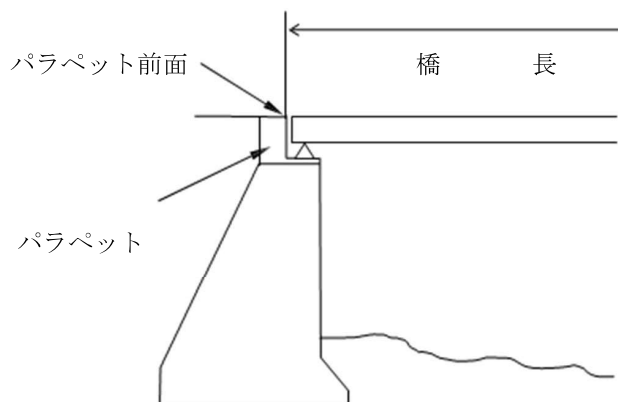
架設年次が「不明」の場合は、年号コードに9を入力する。

（22）橋長

橋台間のパラペット前面からの距離を入力する。

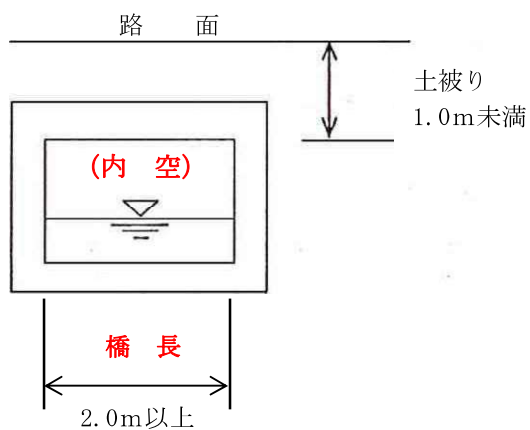
橋台とは、橋梁の両端にあって取り付け道路と橋梁を接続し、上部構造からの荷重及び一般には背面土圧を支持する下部構造をいう。

道路台帳調書



※ 橋長 (ℓ) は道路の中心線の延長を採用する。

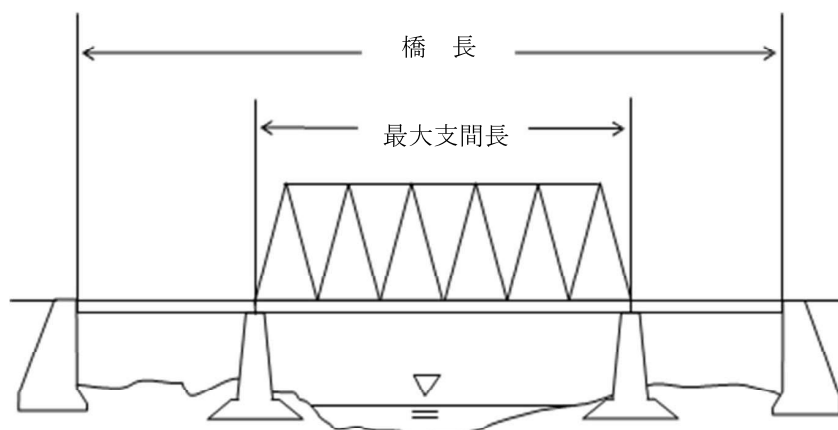
※注1 溝橋（カルバート）は、土被りが1.0メートル未満のものとし、**橋長は内空を測定**するものとする。



道路台帳調書

(23) 最大支間長

1 橋の中で最大の支間長を入力する。



(24) 径間数

橋（橋梁種別が1～3）である場合に入力をする。「高架橋」及び「栈道橋」（橋梁種別4及び5）の場合は未入力とする。ただし、道路施設現況調査では、橋梁種別2及び3の場合には、「高架橋」として集計するため、未入力（空欄）として表示される。

1 橋を構成している径間数を入力する。

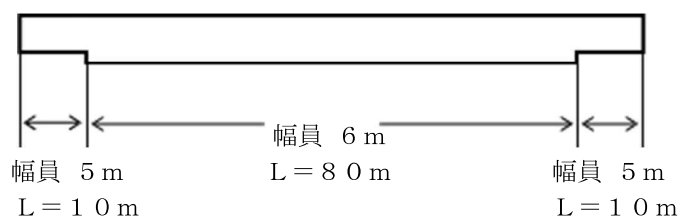
(25) から (27) 幅員

幅員を次の区分により、メートル単位で小数点以下2位を四捨五入して1位まで入力する。

なお、幅員が異なる場合は、加重平均した幅員を入力する。

区 分
道 路 部
車 道
歩 道 等

[例]



$(10\text{m} \times 5\text{m} + 80\text{m} \times 6\text{m} + 10\text{m} \times 5\text{m}) / 100\text{m} = 5.8\text{m} \leftarrow \text{「}5.8\text{」と入力する。}$

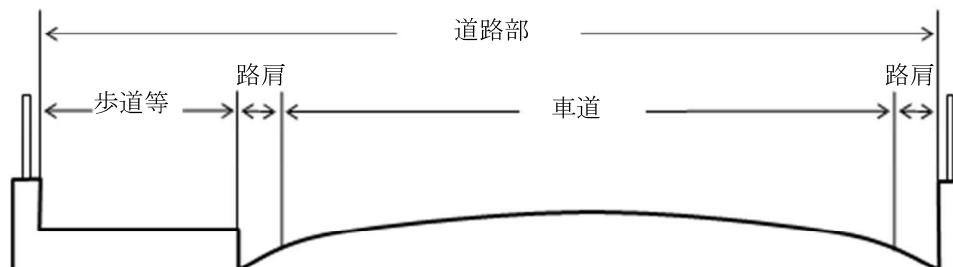
- ① 道路部幅員とは、地覆前面から地覆前面までの幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、片側2.5センチメートル、計50センチメートルを差し引いたものを車道幅員とする。

道路台帳調書

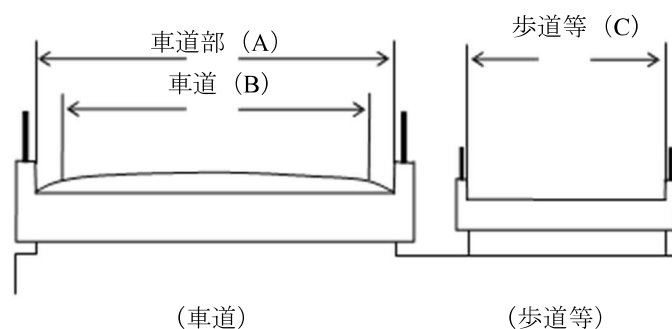
- ③ 歩道等幅員とは、車道部と併設してある歩道、歩道＋自転車道及び自転車歩行者道の幅員をいう。
- ④ 自転車歩行者専用橋の場合は、次の例にならい入力すること。

幅員 0.1m		
道路部	車道	歩道等
25		25

※単位が0.1mなので、幅員2.5mの場合「25」と入力する。小数点は入力しない。



(上部工のみが分離している場合)

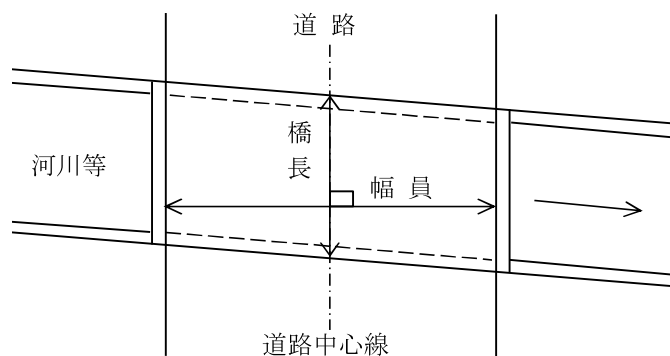


$$\text{道路部} = (A) + (C)$$

$$\text{車道} = (B)$$

$$\text{歩道等} = (C)$$

- ⑤ 橋梁の幅員は、道路中心線の接線に対して直角方向の幅員を測定するものとする。



道路台帳調書

(28) (29) 適用示方書及び橋格

次の橋格区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
1 等 橋	1
2 等 橋	2
3 等 橋	3
A 活荷重	4
B 活荷重	5
な し	9

自転車歩行者専用橋を既設橋と離れて設ける際に、次（適用示方書類及び橋格一覧表）に掲げる示方書により設計または施工したものについては、橋格は「9」を入力する。

【適用示方書及び橋格一覧表】

適用示方書		コード	橋格
大正15年示方書		215	1等橋、2等橋、3等橋
昭和14年示方書		314	1等橋、2等橋
昭和31年示方書		331	1等橋、2等橋
昭和39年示方書		339	1等橋、2等橋
同上及び昭和42年9月9日道路局長通達「鋼道路橋の一方鉄筋コンクリート床版の配力鉄筋の設計について」		342	1等橋、2等橋
昭和47年示方書		347	1等橋、2等橋
同上及び昭和48年4月23日都市局長道路局長通達「特定の路線にかかる橋、高架の道路等の技術基準について」		348	1等橋、2等橋
昭和53年示方書	Ⅲ コンクリート橋編	353	1等橋、2等橋
昭和55年示方書	Ⅰ 共通編	355	1等橋、2等橋
	Ⅰ 鋼橋編		
	Ⅳ 下部構造編		
	Ⅴ 耐震設計編		
平成2年示方書	保有水平耐力法の導入	402	1等橋、2等橋
平成6年示方書	車両制限令改訂（荷重関係の改訂）	406	A活荷重、B活荷重
平成8年示方書	耐震設計法及び細目規程の全面改定	408	A活荷重、B活荷重
平成14年示方書	旧来仕様規程から性能規程へ移行	414	A活荷重、B活荷重
平成24年示方書	維持管理の方法・設備について	424	A活荷重、B活荷重
不明		999	

(30) 現況

調査時点における現況について、次の区分より該当するコードを入力する。

道路台帳調書

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

- ① 「通行制限あり」とは、道路法第４７条第３項の規定により通行荷重等の制限を設けているものをいう。
- ② 本来の目的が、車両の通行に供しない歩道橋等の橋梁については、「通行制限なし」の取り扱いとする。

(３１) 永久橋、木橋、混合橋区分

永久橋、木橋、混合橋について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
永 久 橋	0
木 橋	1
混 合 橋	2

「永久橋」：鋼橋、コンクリート橋及び石橋並びにこれらの混合橋をいう。

「木 橋」：木桁橋及び補鋼桁が材木である吊橋をいう。

「混合橋」：木橋及び永久橋で構成されている橋梁をいう。

(３２) 箇所

橋梁の箇所を次の区分により入力する。

区 分	コード
自 地 域 内	1
市 町 村 界	2
都 道 府 県 界	3

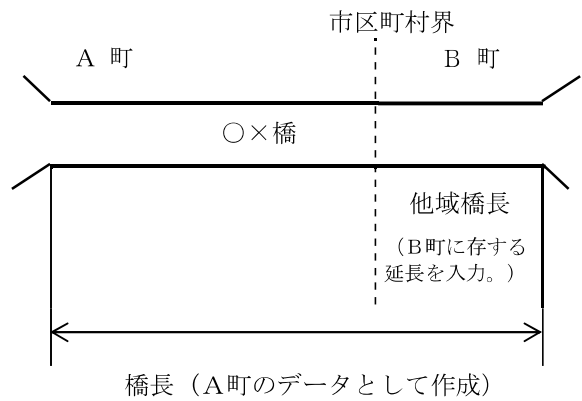
(３６) ～ (４１) 他域橋長等

該当橋梁が市町村界（都道府県界も同様）に架設されている場合に入力する。

入 力 事 項
地方公共団体コード
道 路 種 別
路 線 名
現道・旧道区分
路 線 分 割
橋 長

道路台帳調書

・橋長と他域橋長との関係



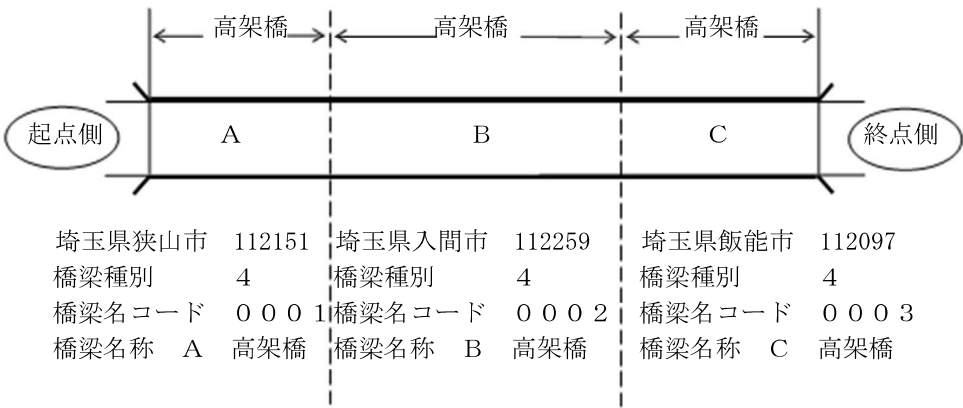
(42)～(49) 橋梁接続

「高架橋」において、2市区町村以上に渡って架設されている場合は、起点側、終点側別に双方相手側の橋梁に関する次の事項を入力する。

「橋」または「栈道橋」については未入力とする。

入 力 事 項
地方公共団体コード
橋 梁 種 別
橋 梁 名
分 割 番 号

[例]



(42)～(49) 橋梁接続									
起点側					終点側				
地方公共団 体コード	橋梁 種別	橋梁名		分割 番号	地方公共団 体コード	橋梁 種別	橋梁名		分割 番号
		コード	名称				コード	名称	
A					112259	4	0002	B 高架橋	
B	112151	4	0001	A 高架橋		112097	4	0003	C 高架橋
C	112259	4	0002	B 高架橋					

道路台帳調書

(59) 重要度

橋の重要度の区分について、次の区分より該当するコードを入力する。

(「道路橋示方書」 V耐震設計変 2. 3 橋の重要度の区分 参照)

区 分	コード
A 種の橋 (下記以外の橋)	1
B 種の橋 ・ 高速自動車国道、都市高速道路、指定都市高速道路、本州四国連絡道路 一般国道の橋 ・ 都道府県道、市町村道のうち、複断面、跨線橋、跨道橋及び地域の防災 計画上の位置付けや当該道路の利用状況等から特に重要な橋	2

※平成 8 年以前の道路橋示方書を適用している場合は、重要度補正係数を重要度に置き換えて記載すること。

【重要度補正係数】		【重要度】
2 級	→	A 種の橋
1 級	→	B 種の橋

※重要度補正係数 2 級 . . . 下記以外の橋
重要度補正係数 1 級 . . . 高速自動車国道、一般国道、主要地方道の橋。
一般都道府県道及び市町村道のうち重要な橋。

(60) 下部構造分離

上部構造を支持する下部構造の状況について、次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード	参照
(4) 分割番号がない場合	1	図-1 パターン 1
(4) 分割番号を入力している場合で、 各分割番号の上部構造を支持する <u>下部構造が同一</u> の場合	1 (車道幅員が最も広いもの) 0 (それ以外すべて) (※車道幅員が同じ場合は、(4) 分割番号が 1 のものに 1 を、それ以外に 0)	図-1 パターン 2
(4) 分割番号を入力している場合で、 各分割番号の上部構造を支持する <u>下部構造が分離</u> している場合	1 (それぞれに)	図-1 パターン 3
(4) 分割番号を入力している場合で、 橋台のみで、橋脚がない場合	1 (車道幅員が最も広いもの) 0 (それ以外すべて) (※車道幅員が同じ場合は、(4) 分割番号が 1 のものに 1 を、それ以外に 0)	

道路台帳調書

(例 1) 分割番号がない場合

(4) 橋梁分割番号

0

(60) 下部構造分離

1

(例 2) 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合

(4) 分割番号

1

(26) 車道幅員

70

(60) 下部構造分離

1

2

0

0

1

60

1

2

60

0

3

60

0

※ 下部構造が同一の場合は、分割番号が 1 のものに 1 を、それ以外のものに 0 を入力

(例 3) 分割番号を入力している場合で、各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離している場合

(4) 分割番号

1

(26) 車道幅員

70

(60) 下部構造分離

1

2

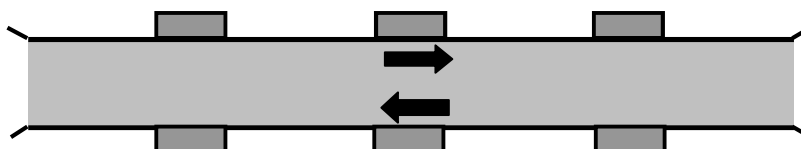
70

1

※ 下部構造が分離している場合は、すべてに「1」を入力する。

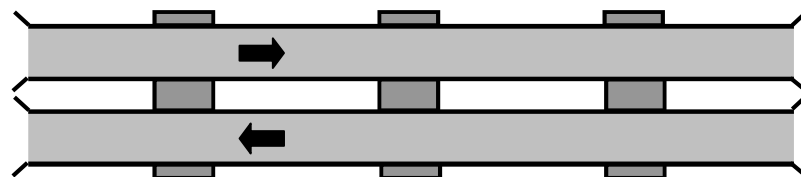
図ー1 上部構造を支持する下部構造の状況について

【パターン 1】 (4) 分割番号なし「0」の場合



橋梁名	(4) 分割番号	(60) 下部構造分離
○△○橋	0	1

【パターン 2】 (4) 分割番号ありで、下部構造が同一の場合

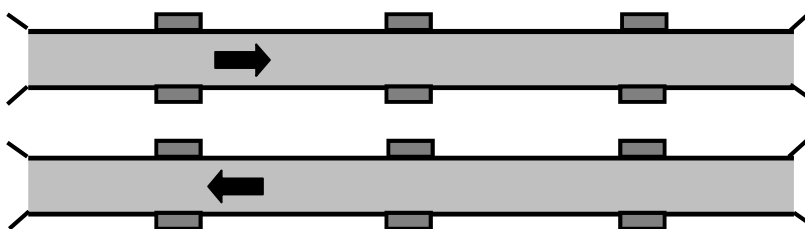


道路台帳調書

橋梁名	(4) 分割番号	(6 0) 下部構造分離
○△○橋	1	1
○△○橋	2	0

各分割番号の上部構造を支持する下部構造が同一の場合は、車道幅員が最も広いものに「1」、それ以外に「0」を入力する。

【パターン3】 (4) 分割番号ありで、下部構造が異なる場合



橋梁名	(4) 分割番号	(6 0) 下部構造分離
○△○橋	1	1
○△○橋	2	1

各分割番号の上部構造を支持する下部構造が分離して架設されている場合は、それぞれ「1」を入力する。

(6 1) 緊急輸送道路

都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路の指定状況について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
第1次緊急輸送道路 (埼玉県：第1次特定緊急輸送道路)	1
第2次緊急輸送道路 (埼玉県：第1次緊急輸送道路)	2
第3次緊急輸送道路 (埼玉県：第2次緊急輸送道路)	3
都道府県・政令指定都市が定める緊急輸送道路以外の市町村が指定する緊急輸送道路	4
緊急輸送道路の指定なし	5

(6 2) 交差条件

- ① 該当橋梁が跨ぐ交差施設について、次の区分より該当するコードを入力する。複数ある場合は、数字の小さい方を記入すること。

道路台帳調書

区 分	コード
高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路のいずれかを跨ぐ場合	1
新幹線を跨ぐ場合	2
一般国道指定区間を跨ぐ場合	3
新幹線以外の鉄道を跨ぐ場合	4
1、3以外の道路を跨ぐ場合	5
跨ぐ交差施設なし	6

- ② ①で1～5を入力した場合、当該橋梁が跨ぐ具体的は交差施設名を記入すること。
 (複数の施設を跨ぐ場合は「、」で区切り、全てを記入すること。なお、入力は全角150字(半角300字)までとする。)

(63) 適用基準

設計に適用した基準について、次の区分より該当するコードを入力する。
 (径間数が多い場合など、複数の基準が該当する場合は、古い基準を記入する。)

区 分	コード
昭和46年 道路橋耐震設計指針より前の基準	1
昭和46年 道路橋耐震設計指針	2
昭和55年 道路橋示方書	3
平成 2年 道路橋示方書	4
平成 8年 道路橋示方書 (「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用した場合も含む)	5
平成14年 道路橋示方書	6
平成24年 道路橋示方書	7
不 明	8

(64) 耐震補強の状況(図-2 参照)

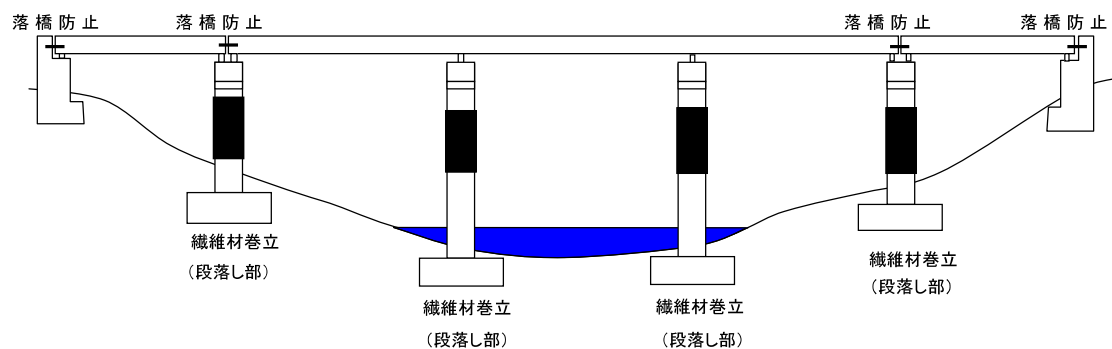
耐震補強の対策状況について、次の区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
昭和55年基準相当の対策を実施していない	1
昭和55年基準相当のみを満足するための対策を実施中	2
昭和55年基準相当の対策は完了しているが、平成8年基準相当を満足するための対策は実施していない	3
昭和55年基準相当の対策は実施せず、平成8年基準相当を満足するための対策を実施中	4
昭和55年基準相当の対策は完了しており、平成8年基準相当を満足するための対策を実施中	5
平成8年基準相当を満足するための対策完了	6
対策不要 (63) 適用基準において、5・6・7を選択した場合及び設計基準にかかわらず橋脚がない橋梁の場合(本調査要領における調査便宜上の定義とする)	7
不 明	8

※平成8年基準相当の対策として「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」で対策を行ったものを含む。

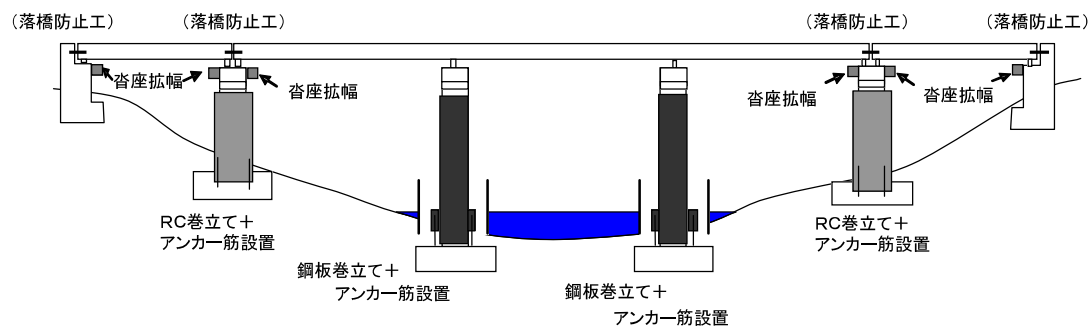
図－2 耐震補強例について

1) 昭和55年基準相当の対策例



- ・ 段落し部補強（繊維材または鋼板による巻立て）
- ・ 落橋防止工 等

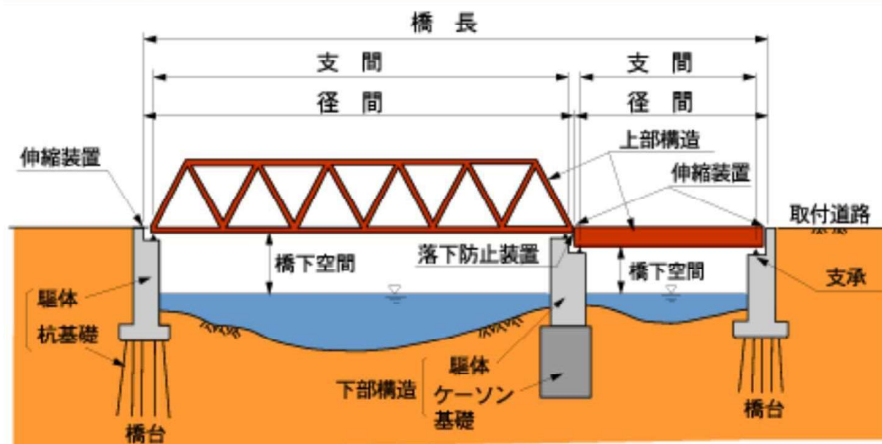
2) 平成8年基準相当の対策例



- ・ 段落し部及び基礎を補強（主にRC又は鋼板による巻立て）
- ・ 落橋防止工および沓座拡幅
- ・ 支承の補強 等

[参 考]

■橋の各部名称



◆参考資料

「橋、高架の道路等の技術基準」 (道路橋示方書)

<http://www.mlit.go.jp/road/sign/ki_jyun/pdf/20120216hashikouka.pdf>

- 118 -

- 119 -

5-4-6 トンネルマスタデータシート

【一般的注意事項】

- ① データは、供用開始された1トンネル単位で作成する。
- ② トンネルが1箇所において上下線等、分離して設けられている場合は、分離されているトンネルごとに1トンネルとして扱う。
- ③ トンネルが市町村界または都道府県界に設けられている場合は、該当トンネルの管理者側で取りまとめること。
なお、管理者が定まっていない場合は、関係機関で協議し、調査する機関を定めること。
- ④ 2都道府県以上に渡って管理区域を有する道路管理者の道路に存するトンネルで、管理区域内の市町村界または都道府県界に設けられている場合は、延長の長い方の市区町村（都道府県）で計上する。
- ⑤ 1都道府県または政令指定市を管理区域とする道路管理者の道路に存するトンネルで、管理区域内の市町村界に設けられている場合は、延長の長い方の市区町村で計上する。

(3) トンネル番号

管理者が定めた番号を入力する。

(4) トンネル分割番号

トンネルが1箇所において自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネル別、または上下線別に分離して設けられている場合のみ入力进行要する。

入力方法としては、専用別に分離している場合は、自動車専用トンネル、自転車歩行者専用トンネルの順序で一連番号を入力する。同種のトンネルで上下線に分離している場合は、延長の長い方、短い方の順序で一連番号を入力する。

(13) トンネル分類

次の区分により、該当するコードを入力する。

区 分		コード
陸上トンネル	掘進工法	1
	開削工法	2
	そ の 他	3
水底トンネル※	掘進工法	4
	沈埋工法	5
	開削工法	6
	そ の 他	7

※水底トンネルとは、海、湖沼及び河川に設けられたものをいう。

道路台帳調書

※シールド工法は、掘進工法として取扱う。

(15) 一般・有料区分

次の区分により、該当するコードを入力する。

区 分	コード
一般（無料）トンネル	1
有料トンネル	2

※有料道路内に存するトンネルについては、有料トンネルのコード2を入力する。

(16) 建設年次

建設竣工年次を次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
明 治 以 前	0
明 治	1
大 正	2
昭 和	3
平 成	4
不 明	9

記入例) 平成20年8月25日

4 2 0 0 8 2 5

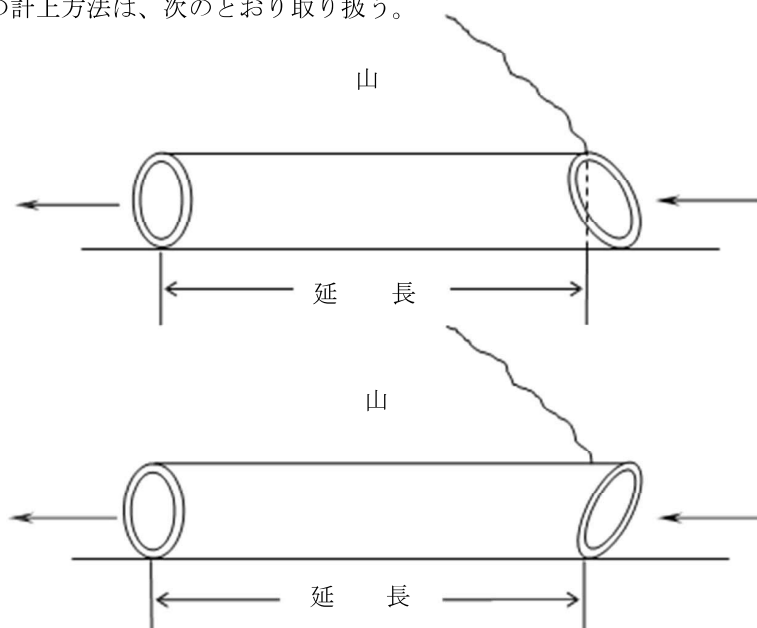
↑
年号コード

建設年次が「明治以前」または「不明」の場合、年号コードのみ入力する。

(17) 延長

坑門（入口）から坑門（出口）までの延長を入力する。

延長の計上方法は、次のとおり取り扱う。



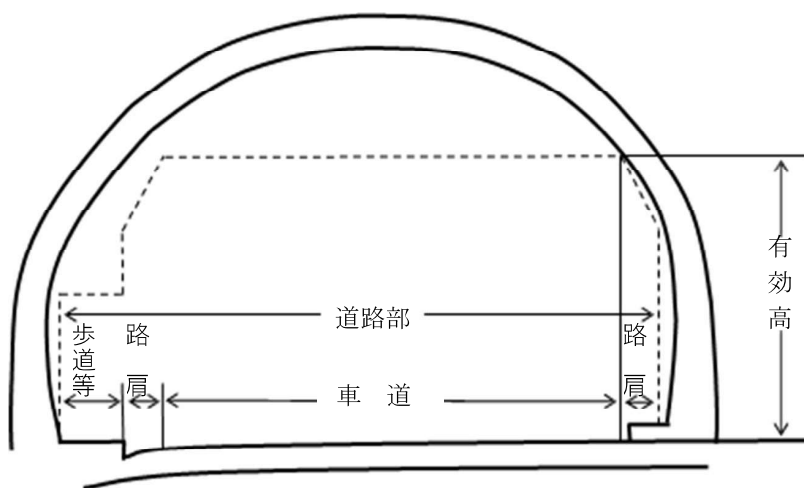
道路台帳調書

(18)～(20) 幅員

幅員を次の区分よりメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。

区 分
道 路 部
車 道
歩 道 等

- ① 道路部幅員とは、車道、路肩及び歩道等を加えた幅員をいう。
- ② 車道幅員が明確でない場合は、車道と同一平面の路肩部分のうち、片側25センチメートル、計50センチメートルを差し引いたものを車道幅員とする。
- ③ 歩道等幅員とは、車道部と併設してある歩道、歩道＋自転車道及び自転車歩行車道の幅員をいう。



[入力例]

(13) 幅員 0.1m		
道路部	車道	歩道等
150	60	50

※ 単位が0.1mなので、幅員15mの場合、「150」と入力する。小数点は入力しないこと。

(21) 有効高

有効高をメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。有効高とは、車道端からの垂直線が壁面または天井板と交わるまでの高さをいう。（上のトンネル断面図参考。）

なお、片勾配の場合、有効高の低い方を計上すること。

道路台帳調書

※ 単位が0.1m なので注意すること。小数点入力は不可。

(22) (23) 壁面区分

次の区分により、該当コードを入力する。

区	コード
内装なし 素 堀	1
内装なし 吹 付	2
内装なし 覆 工	3
内装あり ブロック張り工法	4
内装あり パネル張り工法	5
内装あり タイル張り工法	6
内装あり そ の 他	7

① 素堀とは、掘削後地肌のままのものをいう。

② 吹付とは、地肌をセメント・モルタル等の材料で吹付工法により被覆しているものをいう。

③ 覆工とは、地肌を被覆しているもので、吹付け工法によらないものをいう。

(24) 路面区分

次の路面区分より該当するコードを入力する。

区 分	コード
未舗装道	1
舗装道 セメント系	2
舗装道 アスファルト系	3

(25) ～ (30) 内部施設

① 換気施設

次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
機械換気施設なし	1
機械換気 縦流式（噴流式）	2
機械換気 縦流式（立坑式）	3
機械換気 縦流式（その他）	4
機械換気 半横流式	5
機械換気 横流式	6
機械換気 その他	7

道路台帳調書

② 照明施設

次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
照明施設なし	1
照明施設あり ナトリウム灯	2
照明施設あり 蛍光灯	3
照明施設あり 水銀灯	4
照明施設あり その他	5
照明施設あり 上記各種併用	6

③ 非常用施設

非常用施設について、次の施設種類ごとに該当するコードを入力する。

イ 通報装置

火災等の事故の発生をトンネル管理所などへ通報する装置をいう。

区 分	コード
通報装置なし	1
通報装置あり a 押ボタン式通報装置	2
通報装置あり b 非常電話	3
通報装置あり c 自動通報装置	4
通報装置あり a と b を併設	5
通報装置あり a と c を併設	6
通報装置あり b と c を併設	7
通報装置あり a と b と c を併設	8

ロ 非常警報装置

火災や 交通事故等が発生した場合に、トンネル内外の走行車に対して必要な警報を行う装置をいう。

区 分	コード
非常警報装置なし	1
非常警報装置あり a 警報表示板	2
非常警報装置あり b 点滅灯（警告灯）	3
非常警報装置あり c 音信号発生器	4
非常警報装置あり a と b を併設	5
非常警報装置あり a と c を併設	6
非常警報装置あり b と c を併設	7

道路台帳調書

非常警報装置あり a と b と c を併設	8
------------------------	---

ハ 消火設備

区 分	コード
消火設備なし	1
消火設備あり a 消火器	2
消火設備あり b 消火栓	3
消火設備あり a と b を併設	4

ニ その他設備

区 分	コード
その他設備なし	1
その他設備あり a 自動水噴霧装置	2
その他設備あり b 避難及び誘導設備	3
その他設備あり c 非常用電源設備	4
その他設備あり a と b を併設	5
その他設備あり a と c を併設	6
その他設備あり b と c を併設	7
その他設備あり a と b と c を併設	8

(31) 現況

調査期日における現況について、次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
自動車交通不能	1
通行制限あり	2
通行制限なし	3

※「通行制限あり」とは、道路法第47条の規定により、通行車両の車幅及び高さの制限を設けているものをいう。

(32) 排水施設

側溝等の排水施設について、次の区分によりコードを入力する。

区 分	コード
排水設備なし	0
排水設備あり	1

道路台帳調書

(33) 箇所

トンネルの箇所を次の区分により入力する。

区 分	コード
自地域内	1
市町村界	2
都道府県界	3

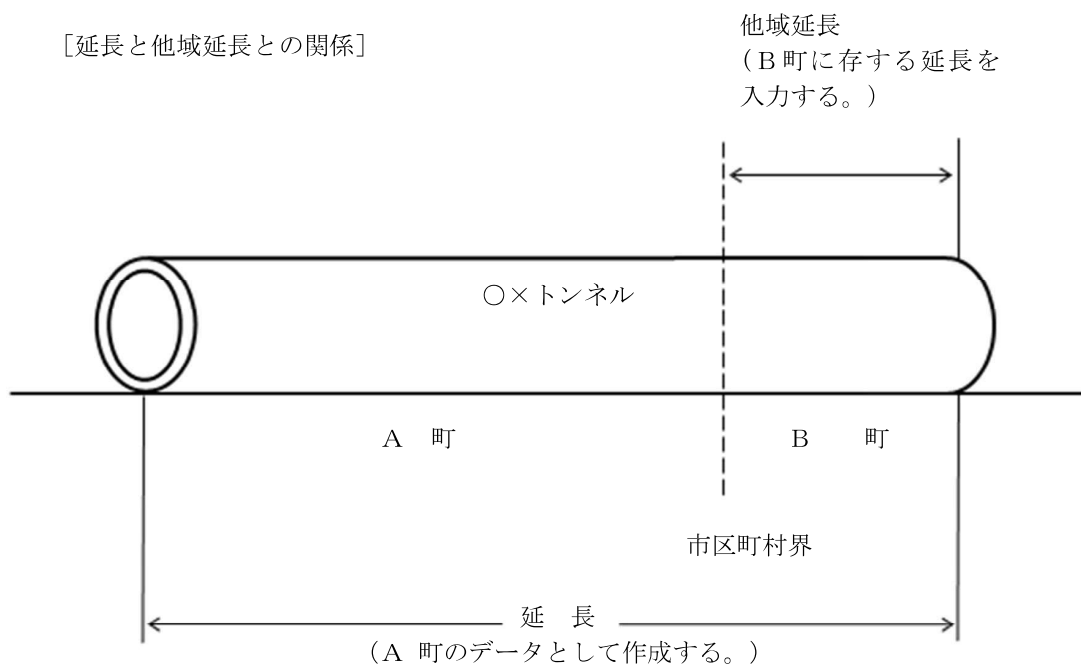
(34) ～ (39) 他域延長

トンネルが市区町村界（都道府県界と重複している場合も同様に扱う。）に設けられている場合のみ、他の市区町村域に関する次の事項を入力する。

なお、3市区町村以上に渡って存する場合の中間市区町村に係る分の取り扱いについては、起終点側の市区町村において折半するものとする。

入力事項
地方公共団体コード
道路種別
路線名
現道・旧道区分
延長

〔延長と他域延長との関係〕



(42) ～ (45) トンネル

埼玉県道路台帳トンネルマスタ

トンネル名称、トンネル正式名称、トンネル漢字名称、所在箇所を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

S e q	路線番号	県土事務所	トンネル番号	トンネル区別	現道旧道区分	図面番	図面枝	区間番号	ダブル	提案番号	市区町村	路線分割	トンネル分類	調査年月日	一般科区分	建設年月日	延長	道路幅員	歩道幅員	有効高	拱区分	壁面区分	路面区分	換気施設	照明施設	通報装置	非常警報装置	消火設備	その他設備	排水設備	箇所	他城市区町村	他城道路種別	他城路線番号	他城路線分番	他城延長	路用幅員	道路部面積				
12	299	4	6	0	1	20	184	10	0	17	112097	0	1	1357	15	16	17	1918.00	8.70	6.00	1.70	4.5	3	3	2	4	2	5	8	2	7	3	1	2	113611	3	299	1	0	973.18	1.00	16681.09
												建設年月日(16) 0: 明治以前 1: 明治 2: 大正 3: 昭和 4: 平成 (記入例) 昭和38年8月25日 3380825		有効高(21) 有効高とは、車道端から鉛直線が壁面または天井板と交わるまでの高さをいう		壁面区分(22)(23) 1: 素掘(内装なし) 2: 吹付(内装なし) 3: 掘工(内装なし) 4: フロッグ張り工法 5: ハヤル張り工法 6: タイル張り工法 7: その他		路面区分(24) 1: 未舗装 2: 舗装 セメント系 3: 舗装 アスファルト系		換気施設(25) 1: 機械換気施設なし 2: 縦流式(噴流式) 3: 縦流式(立杭式) 4: 縦流式(その他) 5: 半横流式 6: 横流式 7: 機械換気 その他		通報装置(27) 1: 通報装置なし 2: a 押ボタン式通報装置 3: b 非常電話 4: c 自動通報装置 5: a と b を併用 6: a と c を併用 7: b と c を併用 8: a と b と c を併用		非常警報装置(28) 1: 非常警報装置なし 2: a 警報表示板 3: b 点滅灯(警告灯) 4: c 警報発生器 5: a と b を併用 6: a と c を併用 7: b と c を併用 8: a と b と c を併用		消火設備(29) 1: 消火設備なし 2: a 消火器 3: b 消火栓 4: a と b を併用		その他設備(30) 1: その他設備なし 2: a 自動水噴霧装置 3: b 避難および誘導設備 4: c 非常用電源設備 5: a と b を併用 6: a と c を併用 7: b と c を併用 8: a と b と c を併用		路肩幅員(40) 車道幅員が明確でない場合は、片側250cm、計500cmを差し引いたものを車道幅員とする		箇所(33) 1: 自地域内 2: 市区町村界 3: 都道府県界		排水設備(32) 0: 排水設備なし 1: 排水設備あり		現況(31) 1: 自動車交通不能 2: 通行制限あり 3: 通行制限なし						
												トンネル分類(13) 1: 掘削工法(陸上) 2: 掘削工法(陸上) 3: その他(陸上) 4: 掘削工法(水底) 5: 掘削工法(水底) 6: 掘削工法(水底) 7: その他(水底)		トンネル番号(3) 県土別・路線別に 起点から一連番号を 記入する		図面枝(6) 現道旧道が複数の 県土事務所を通過する 場合、起点から終 点に向かって一連番 号とする。 新道・旧道は最終 番号からとする		現道旧道区分(5) 1: 現道 2: 旧道 3: 新道		トンネル番号(2) 1: さいたま県土 2: 北本県土 3: 川越県土 4: 飯能県土 5: 東松山県土 6: 秩父県土 7: 本庄県土 8: 熊谷県土 9: 行田県土 10: 越谷県土 11: 杉戸県土 12: 朝霞県土 15: さいたま市 20: 県外県土事務所		市区町村(11) 市区町村行政コード 参照		提案番号(10) トンネルの空欄を付与																		

埼玉県道路台帳トンネルマスタ

S e q	路線 番号	県土事務 所	トンネル番 号	トンネル分番番 号	現道旧道区分	図面校 対番号	図面番 号	区間番 号	ダブル ウェイ	トンネル名 称	トンネル正 正式番号	トンネル通 車番号	所在箇 所
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	42	43	44	45
12	299	4	6		1	10	184	10	0	シブアルトンネル		正丸トンネル	飯能市大字坂元地区内

図面校(6)
現道路線が複数の
県土事務所を通過す
る場合、起点から終
点に向かって一連番
号とする
新道・旧道は最終番
号からとする

現道旧道区分(5)
1. 現道
2. 旧道
3. 新道

トンネル番号(3)
県土別・路線別に
起点から一連番号を
記入する

- 県土整備事務所(2)
- 1. さいたま県土
 - 2. 北本県土
 - 3. 川越県土
 - 4. 飯能県土
 - 5. 栗山県土
 - 6. 秩父県土
 - 7. 本庄県土
 - 8. 熊谷県土
 - 9. 行田県土
 - 10. 越谷県土
 - 11. 杉戸県土
 - 12. 朝霞県土
 - 15. さいたま市
 - 20. 県外県土事務所

5-4-7 鉄道との交差マスタデータシート

【一般的注意事項】

1. データは、供用開始された道路に係る踏切道の箇所単位で作成する。
2. 踏切道の同一箇所で鉄道事業者または鉄道線が異なって存在する場合は、異なるごとに1件のデータとして作成する。
 この場合、鉄道事業者名コード及び鉄道線名コードの若い（小さい）コードを1件目とし、2件目以降の入力事項としては、（1）調査機関区分から（10）単複線区分までのみとする。
 ※ （11）踏切道種別から（21）遮断時間までが未入力であるため、サポートツールによる簡易エラーチェックでは、エラー出力される。この場合のエラーは無視してよい。
- （3）（4） 鉄道等との交差番号
 管理者の定めた4桁の交差番号を入力する。

（13） 交差方式

区 分	コード
平面交差	1
跨道（立体交差路線が下、鉄道が上）	2
跨線（立体交差路線が上、鉄道が下）	3

- （15） 鉄道事業者名
 該当する鉄道事業者名コード（鉄道事業者名と鉄道線名の関係による）を入力する。

- （16） 鉄道線名
 該当する鉄道線名コード（鉄道事業者名と鉄道線名の関係による）を入力する。

- （17） 単複線区分
 踏切道と交差している鉄道線が単線か否かについて、次の区分により該当するコードを入力する。

区 分	コード
単 線	1
単線以外	2

- （18） 踏切道種別
 次の踏切道区分により該当するコードを入力する。

- ① 第一種踏切道とは、踏切警手を配置するか、または自動踏切遮断機を設置しているものをいう。
- ② 第二種踏切道とは、一定時間に限り踏切警手を配置しているものをいう。（昭和40年度までに全廃された。）

道路台帳調書

- ③ 第三種踏切道とは、踏切警報機を配置しているものをいう。
 ④ 第四種踏切道とは、上記①～③以外のものをいう。

区 分	コード
第 一 種 踏 切 道	1
第 二 種 踏 切 道	2
第 三 種 踏 切 道	3
第 四 種 踏 切 道	4

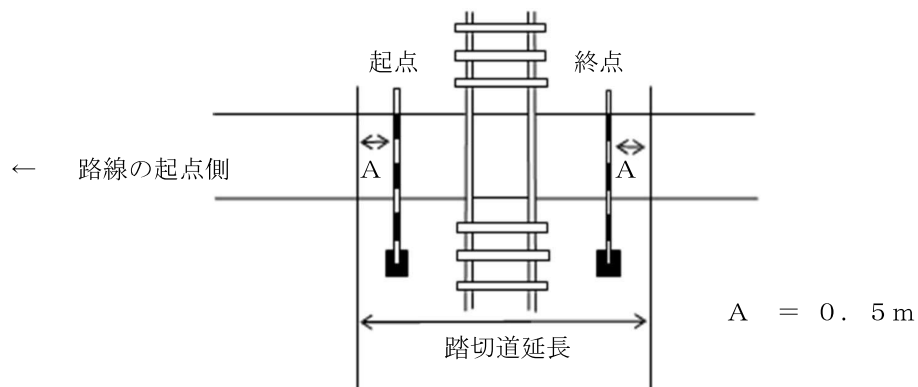
(19) 延長

踏切道の起点から終点までの延長を入力する。

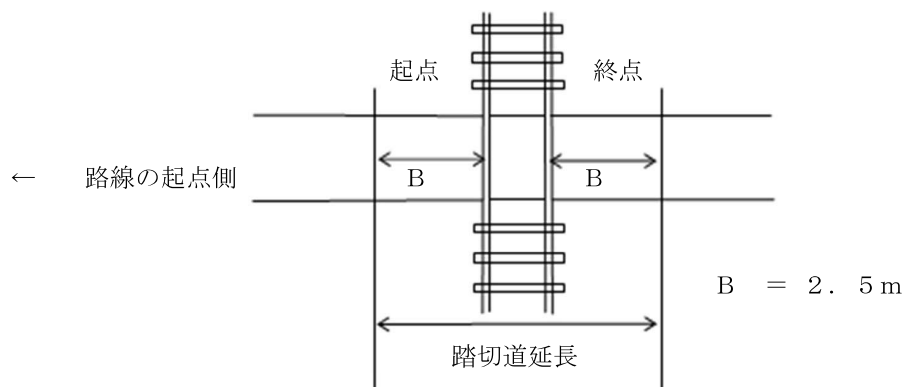
【解説】

[起点・終点について]

- ① 踏切遮断機等、踏切施設がある場合、該当施設の外側0.5mの線間をいう。



- ② 踏切施設がない場合、最外側軌条の内側より2.5m 外側の線間をいう。



(20) ～ (22) 幅員

踏切道の全幅員をメートル単位で小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。

道路台帳調書

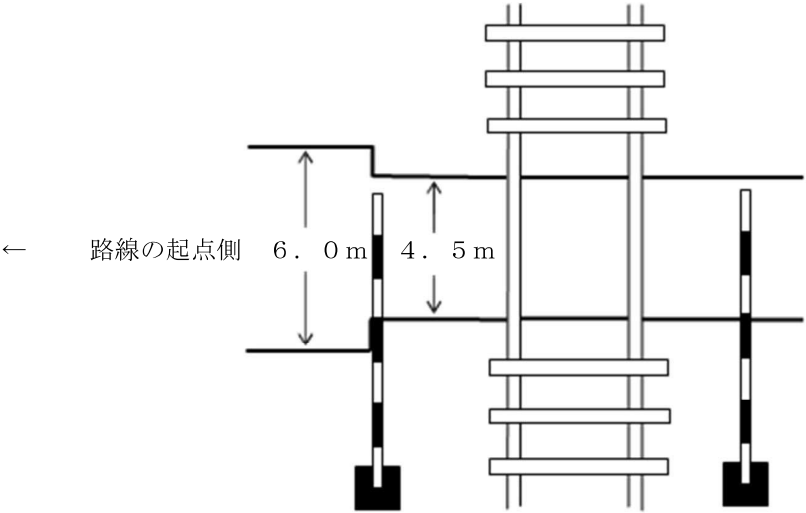
幅員 0.1m	※単位が 0.1 m なので、幅員 4.5 m の場合「45」と入力する。小数点は入力しないこと。
45	

(23) 歩道等施設
次の区分により該当するコードを入力する。

区 分				コード
歩車道区分なし				1
歩車道区分あり	平面交差で歩車道分離			2
	立体交差で歩車道分離	横断歩道橋	階段式	3
			スロープ式	4
			押上げ式	5
		地下横断歩道	階段式	6
			スロープ式	7
			押上げ式	8
	歩道等のみ平面交差			9

(24) 対道路幅員差
踏切道から見て、取り付け道路（道路部）に対する幅員差を起点側、終点側別に入力する。入力単位はメートルとし、小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで入力する。対道路幅員差が±0以外については、+の場合は数値をそのまま入力し、-の場合は一符号を付して数値を入力する。

[例] 踏切道幅員(4.5 m)－道路幅員(6.0 m)＝－1.5 m



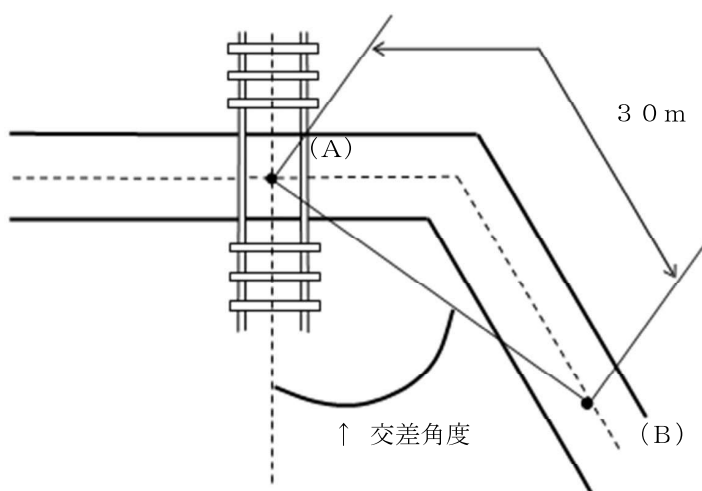
道路台帳調書

対道路幅員差			
起 点		終 点	
符号含む	0.1m	符号含む	0.1m
-15		0	

※ 単位が0.1m なので、対道路幅員差1.5mの場合、「15」と入力する。小数点は入力しないこと。

(26) 交差角度

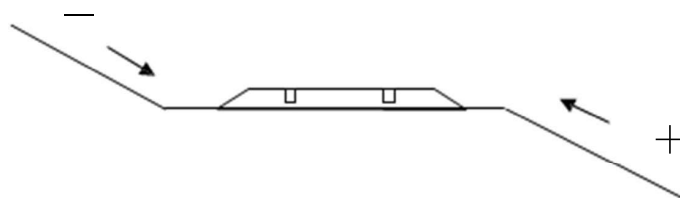
踏切道の中心線と最縁端軌道の中心線の交点(A)と、(A)から外方道路の中心線上 30mの地点(B)を線で結び、その線と最縁端軌道の中心線との交差角度を入力する。



- ① 路線の起終点が袋小路等により30メートル未満の場合は、上記に関わらず路線の起終点からの交差角度を入力すること。
- ② 直角に交差する場合は、「90」と入力すること。
- ③ 交差角度が起点側終点側で異なる場合は、狭い角度を入力する。

(27) (28) 道路勾配

踏切道に向かって上りを+、下りを-とし、起点側、終点側別にパーセント単位で入力する。+については数値をそのまま入力し、-については-符号を付して入力する。なお、勾配を計る場合、踏切道端から道路の中心線上30メートルの地点で計上するものとする。



道路台帳調書

(29) 路面区分

踏切道内の路面状況について、次の区分により該当するコードを入力する。

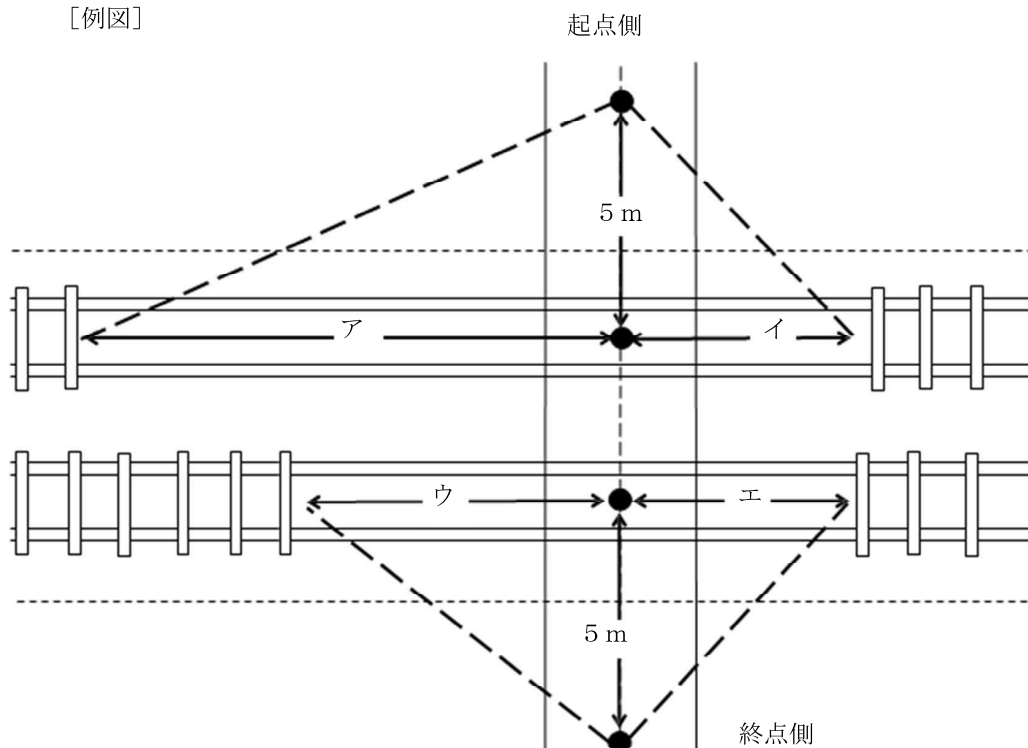
路面区分	コード
セメントコンクリート	1
高級アスファルト	2
簡易アスファルト	3
コンクリート平板	4
防塵	5
砂利道	6

(30) ～ (33) 見通し距離

踏切側からの列車の見通し距離を、起点側終点側別、左右別に次の区分により該当するコードを入力する。見通し距離とは、踏切道における最縁端軌道の中心線と、道路の中心線との交点から軌道の外方道路の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上該当交点からの長さをいう。

見通し距離の区分	コード
50m未満	1
100m未満	2
150m未満	3
200m未満	4
250m未満	5
300m未満	6
300m以上	7

[例図]



道路台帳調書

見通し距離			
起 点		終 点	
左	右	左	右
(イ)	(ア)	(ウ)	(エ)

(ア)～(エ)には1～7のいずれかを入力する。

(34) (35) 道路交差点距離

踏切道の起終点から50メートル以内にある道路交差点（立体交差を除く。）を対象とし、起点側、終点側別に踏切道の起点（終点）から道路交差点の中心点までの距離を入力する。

なお、踏切道の起終点から50メートル以内に対象道路交差点がない場合は未入力とする。

(36) 遮断時間

調査期日（4月1日、ただし休日にあたる場合は4月1日以降の最も早い平日。）における列車の通行により、道路交通が遮断される時間を入力する。遮断時間は1日に生ずる時間とし、分単位で入力する。遮断時間は測定値を原則とするが、実測が困難な場合には、次式により算出したもので良い。

[算出式] 1日の列車通行回数 × 1分 = 遮断時間

(37) 有効高

立体交差であって鉄道が上にあるときのみ当箇所の有効高を1m以下1位まで入力する。

(41) 鉄道線名称

鉄道線	鉄 道 事業者	鉄道線	鉄道線名称
(16)	(15)	(16)	(41)
120064	120	064	JR 八高線
120160	120	160	東北本線、宇都宮線
120165	120	165	川越線、埼京線
120166	120	166	高崎線
120189	120	189	武蔵野線
120801	120	801	東北新幹線
120802	120	802	上越新幹線
360001	360	001	西武池袋線
360002	360	002	西武秩父線
360003	360	003	西武新宿線
360011	360	011	西武狭山線
360012	360	012	西武山口線

鉄道線	鉄 道 事業者	鉄道線	鉄道線名称
(16)	(15)	(16)	(41)
364001	364	001	秩父鉄道本線
364002	364	002	秩父鉄道三ヶ尻線
373001	373	001	東武伊勢崎線
373011	373	011	東武日光線
373014	373	014	東武野田線
373015	373	015	東武東上本線
373016	373	016	東武越生線
471001	471	001	新都市交通伊奈線
472001	472	001	埼玉高速鉄道線
483001	483	001	つくばエクスプレス線

(44) ～ (47)

踏切または橋の名称、踏切正式名称、踏切漢字名称、所在箇所を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

[illegible]

図面枝(6)
現道路線が複数の
県土整備事務所を
通過する場合、起
点から終点に向
かって一連番
号する。
新道・旧道は最
終番号からとす

区分(5)

入
別に起点が
計号(3)

県立整備事務所(2)

1	さいたま県土
2	北北県土
3	川越県土
4	飯能県土
5	東松山県土
6	秩父県土
7	本庄県土
8	熊谷県土
9	行田県土
10	越谷県土
11	杉戸県土
12	朝霞県土
15	さいたま市
20	県外県土事務所

踏切種別(18)

単複線区分(17)

1: 単線
2: 単線以外

鉄道事業者(15)	
120 : JR東日本	
360 : 西武鉄道	
364 : 秩父鉄道	
373 : 東武鉄道	
471 : 埼玉新都市交通	
472 : 埼玉高速鉄道	
483 : 首都圏新都市鉄道	

築設年次(14)
 0 : 明治以前
 1 : 明治
 2 : 大正
 3 : 昭和
 4 : 平成
 (記入例)
 昭和35年8月25日
 3350825

交差方式(13)

- 1: 平面交差
- 2: 跨道(立体交差 道路が下・鉄道が上)
- 3: 跨線(立体交差 道路が上・鉄道が下)

市区町村(10)
市区町村行政コード参照

連番の空番号を付与する

路面区分 (29)

1 : (C)	セメントコリト
2 : (A)	高級アスファルト
3 : (K)	簡易アスファルト
4 : (P)	コンクリート平板
5 : (B)	防塵
6 : (G)	砂利道

交差角度(26)
道路勾配(27)、(28)

村道路幅員差(24)、(25)
踏切道からみて、取付道路(道路
部)に対する幅員差を記入する
1: + (プラス)
2: - (マイナス)

歩道等施設(23)

- 1: 歩車道区分なし
- 2: 歩車道分離(平面交差)
- 3: 歩車道橋(階段式)
- 4: 横断歩道橋(スロープ式)
- 5: 横断歩道橋(押上げ式)
- 6: 地下横断歩道(階段式)
- 7: 地下横断歩道(スロープ式)
- 8: 地下横断歩道(押上げ式)
- 9: 歩道等のみ平面交差

見通し距離(30)、(31)、
(32)、(33)

1	: 50m未満
2	: 100m未満
3	: 150m未満
4	: 200m未満
5	: 250m未満
6	: 300m未満
7	: 300m以上

事業者 (15)	鉄道線コード (16)	鉄道線名称 (41)
120	120064	八高線
120	120160	東北本線・宇都宮線
120	120165	川崎線・埼京線
120	120166	高崎線
120	120189	武蔵野線
120	120182	東北新幹線
120	120802	上越新幹線
360	360001	西武池袋線
360	360002	西武秩父線
360	360003	西武新宿線
360	360011	西武東上線
360	360012	西武山口線
364	364001	秩父鉄道三ヶ尻線
364	364002	秩父鉄道三ヶ尻線
373	373001	東武野田線
373	373011	東武日暮線
373	373014	東武東上線
373	373016	東武東上線
373	373017	東武東上線
471	471001	新都市交通伊奈線
472	472001	埼玉高速鉄道線
483	483001	つくばエクスプレス線

埼玉県道路台帳鉄道交差マスタ

S e q	路線番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	区間番号	図面番号	図面区号	現道旧道区分	鉄道との交差位置	鉄道との交差番号	県土整備事務所	道路番号	道路部面積	踏切または橋の名称	踏切正式名称	踏切漢字名称	所在箇所
	168	1068	1	8020	0	1	10	34	20	0	3841.88	カガチノツキヤ	カガチノツキヤ	44	45	46	47	川口市幸町3丁目					

図面区(6)
現道路線が複数の
県土整備事務所を通
過する場合、起点か
ら終点に向かって一
連番号とする。
新道・旧道は最終
番号からとする

現道旧道区分(5)
1：現道
2：旧道
3：新道

鉄道との交差番号(3)
県土別・路線別に起点か
ら一連番号を記入

県土整備事務所(2)
1：さいたま県土
2：北本県土
3：川越県土
4：飯能県土
5：東松山県土
6：秩父県土
7：本庄県土
8：熊谷県土
9：行田県土
10：越谷県土
11：杉戸県土
12：朝霞県土
15：さいたま市
20：県外県土事務所

5-4-8 有料道路マスタデータシート

道路台帳調書

(1) 道路区分

次の区分により該当するコードを入力する。

道 路 区 分	コード
高速自動車道	1
一般国道	2
都道府県・市区町村道	3
独立専用自歩道	4

(2) 有料道路事業体区分

次の区分により該当するコードを入力する。

有料道路事業体区分	コード
東日本高速道路（株）	1
首都高速道路（株）	2
阪神高速道路（株）	3
本州四国連絡高速道路（株）	4
地方公共団体（埼玉県）	5
地方道路公社（埼玉県道路公社）	6
指定都市高速道路公社	7

(5) ～ (17) 有料道路

必要事項を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

埼玉県道路台帳有料道路マスタ

路線番号	道路区分	有料道路事業者	路線名称	路線正式名称	路線漢字名称	起点地名地番	終点地名地番	供用開始年月日	台帳調製年月日	有料道路区間	有料道路管理者
140	2	6	3ミナヨリ(エブリイ)カ	5	6	7	8	9	10	11	12
					菅野菅居有料道路	大里郡菅居町大字風布	秩父郡菅野町大字菅野	2001/3/28	2002/4/1		埼玉県道路公社
有料道路事業者(12)											
3090 埼玉県道路公社(狭山環状有料道路) 3119 埼玉県道路公社(新嵐沼大橋有料道路) 3128 埼玉県道路公社(菅野菅居有料道路) 3130 山梨県道路公社(雁坂トンネル有料道路)											
有料道路区分(2)											
1：東日本高速道路(株) 2：首都高速道路(株) 3：阪神高速道路(株) 4：本州四国連絡高速道路(株) 5：地方公共団体(埼玉県) 6：地方道路公社 (埼玉県道路公社) 7：指定都市高速道路公社											
道路区分(1)											
1：高速自動車道 2：一般国道 3：都道府県・市区町村道 4：独立専用自動車道											
有料道路根拠条項					有料期間		有料期間		普通車料金		
13					1		2		17		
道路特別措置法					平成13年3月		28日から5:30		年間		
					14		15		410		

5-4-9 路線マスタデータシート

道路台帳調書

(2) 道路区分

次の区分により該当するコードを入力する。

道 路 区 分	コード
高速自動車道	1
一般国道	2
都道府県・市区町村道	3
独立専用自歩道	4

(3) 道路種別

次の区分により該当するコードを入力する。

道路種別区分	コード
高速自動車国道	1
一般国道（指定区間）	2
一般国道（指定区間外）	3
主要地方道	4
一般県道	5
市町村道 1 級	6
市町村道 2 級	7
市町村道その他	8

(4) ～ (26) 路線

必要事項を入力する。なお、入力フォントについて、カタカナ半角、漢字入力等どのような方法でも可。

埼玉県道路台帳路線マスタ

S e q	路線番号	道路区分	道路種別	路線名称	路線正式名称	路線漢字名称	起点地名地番	終点地名地番	主要経過地	認定未項
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2	122	2	3	3イ「ハンコン」外「122」ウ		一般国道122号	栃木県日光市(羽生市群馬県境)	東京都豊島区(川口市東京都境)	羽生市 加須市 蓮田市 さいたま市 川口市	

道路種別(3)
1. 高速自動車国道
2. 一般国道(指定区間)
3. 一般国道
4. 主要地方道
5. 一般都道府県道
6. 市町村道1級
7. 市町村道2級
8. 市町村道その他

道路区分(2)
1. 高速自動車道
2. 一般国道
3. 都道府県・市区町村道
4. 独立専用自動車道

認定年月日	認定告示番号	区域決定年月日	区域決定告示番号	供用開始年月日	供用開始告示番号	台帳調製年月日	接続起点市区町村	接続起点道路種別	接続起点路線番号	接続起点路線分割	接続終点道路種別	接続終点路線番号	接続終点路線分割	通称道路名
11 1962/5/1	12	13 1963/4/1	14 0595	15 1959/9/10	16 0538	17 2004/4/1	18 105228	19 3	20 122	21 131172	22 3	23 122	24 122	25 26